

平成25年3月14日（木曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第4日目）

平成25年第1回松島町議会定例会会議録（第4号）

出席議員（17名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	高橋利典君	6番	欠番
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君
震災復興対策監	小松良一君

総務管理班長	佐藤進君
教育長	小池満君
教育課長	櫻井光之君

事務局職員出席者

事務局長 櫻井一夫 主幹 佐々木弘子

議事日程 (第4号)

平成25年3月14日(木曜日) 午前11時45分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

- 〃 第2 議案第40号 平成25年度松島町一般会計予算について
- 〃 第3 議案第41号 平成25年度松島町国民健康保険特別会計予算について
- 〃 第4 議案第42号 平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について
- 〃 第5 議案第43号 平成25年度松島町介護保険特別会計予算について
- 〃 第6 議案第44号 平成25年度松島町介護サービス事業特別会計予算について
- 〃 第7 議案第45号 平成25年度松島町観瀾亭等特別会計予算について
- 〃 第8 議案第46号 平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について
- 〃 第9 議案第47号 平成25年度松島町下水道事業特別会計予算について
- 〃 第10 議案第48号 平成25年度松島町下水道事業会計予算について
- 〃 第11 議案第50号 工事請負契約の締結について(提案説明)
- 〃 第12 議案第51号 工事請負契約の締結について(提案説明)
- 〃 第13 議案第52号 工事請負契約の変更について(提案説明)
- 〃 第14 議員提案第5号 松島町議会委員会条例の一部改正について(提案説明)
- 〃 第15 議員提案第6号 石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書について(提案説明)
- 〃 第16 議員提案第7号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書について(提案説明)
- 〃 第17 議員提案第8号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担

免除を2013年4月以降も継続を求める意見書について（提案説明）

Ⅱ 第18 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前11時45分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、ご苦労さまです。

平成25年第1回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。

塩竈 XXXXXXXXXX ほか2名であります。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、10番色川晴夫議員、11番赤間 洵議員を指名します。

日程第2 議案第40号から日程第10 議案第48号

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第40から日程第10、議案第48号までは、平成25年度予算審査特別委員会に付託し、既に審査が終了しておりますので、委員長の審査報告を求めます。

渋谷秀夫委員長は、登壇の上、報告願います。渋谷議員。

〔予算審査特別委員会委員長 渋谷秀夫君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（渋谷秀夫君） それでは、平成25年度予算審査特別委員会の審査結果についてご報告をさせていただきます。

審査の方法は、特別委員会並びに分科会方式により行いました。

第1分科会は第1常任委員会の所管事項、第2分科会は第2常任委員会の所管事項に関する予算の審査を行い、本日、全員による特別委員会を開催し、採決を行ったところであります。

なお、説明のため出席を求めましたのは、町長、副町長、教育長、各課長・班長等並びにその他の説明補助員の皆さんでありました。

審査の結果についてご報告を申し上げます。

議案第40号平成25年度松島町一般会計予算については、修正と決せられました。修正内容につきましては、お手元に配付の修正案のとおりであります。修正案の提出の経緯及び概要を申し上げます。

先日、平成24年度松島町一般会計補正予算（第9号）において松島中学校体育館のどんちょう工事分について増額補正を可決いたしました。平成25年度松島町一般会計予算の10款教

育費 3 項中学校費 4 目学校建設費 15 節工事請負費にも含まれていることが予算審査において確認されました。二重の予算措置は適切でないと判断し、当該工事費相当分である 480 万円を減額修正するものでございます。

また、当該歳出に係る歳入相当分として 19 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金をあわせて同額減額修正するものであります。

議案第 41 号平成 25 年度松島町国民健康保険特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第 42 号平成 25 年度松島町後期高齢者医療特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第 43 号平成 25 年度松島町介護保険特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第 44 号平成 25 年度松島町介護サービス事業特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第 45 号平成 25 年度松島町観瀾亭等特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第 46 号平成 25 年度松島町松島区外区有財産特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第 47 号平成 27 年度松島町下水道事業特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第 48 号平成 25 年度松島町水道事業会計予算については、可決すべきものと決せられました。

なお、各分科会の審査報告書については、議長を通じ、町長宛て提出していただくようお願い計らい願います。

○議長（櫻井公一君） 委員長、ちょっとお待ちください。

議案第 47 号でございますが、平成 27 度とお話しされましたけれども、25 年度に訂正願います。

○予算審査特別委員会委員長（渋谷秀夫君） 訂正いたします。

議案第 47 号平成 25 年度松島町下水道事業特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。失礼いたしました。終わります。

○議長（櫻井公一君） 渋谷秀夫委員長、大変ご苦勞さまでした。

これから、討論、また採決と入っていくわけでありましてけれども、ここで議事進行上、昼食

休憩に入りたいと思います。討論採決は、午後1時からといたしたいと思います。再開を1時といたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

予算審査特別委員会の渋谷秀夫委員長からの報告が終わりました。

それで、委員長報告並びに修正案に対する質疑につきましては、特別委員会において十分になされたものと思いますので、これより直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げますが、議案第40号平成25年度松島町一般会計予算は、修正案が提出されておりますので、討論及び採決については次のように行います。

討論につきましては、松島町先例集第96の規定により、初めに原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に再度原案賛成者を行いまして、最後に修正案賛成者となります。採決につきましては、委員会採決と同様に初めに修正部分について採決を行い、修正案が可決された場合は修正部分を除く原案に対して採決を行います。

修正案が否決された場合においては、修正前の原案に対して採決を行います。よろしく願い申し上げます。

それでは、各議案について討論、採決に入ります。

議案第40号平成25年度松島町一般会計予算について、討論に入ります。委員長報告は修正であります。初めに、原案に賛成の方の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、議案第40号平成25年度松島町一般会計予算原案及び修正案に対しまして、反対の立場から簡単に討論をさせていただきたいと思います。

東日本大震災と福島原発事故から丸2年が経過をいたしました。仮設住宅や借り上げ民間住宅で避難生活を余儀なくされている方々がいまだに全国に31万5,000人もおられます。また、福島原発事故の処理が遅々として進まず、高濃度汚染水が大量に発生するなど、放射能汚染との戦いは長期にわたるものとなります。ここで、改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈

りするとともに、一日も早い避難生活からの脱却と被災者の立場に立った復興を望むものがあります。

国政では、昨年末の衆議院の解散総選挙で公約違反の民主党政権に対する国民の大きな失望の中で自民党が政権に返り咲きをいたしました。再登板することとなった安倍総理は、円高、デフレ不況からの脱却と雇用や所得の拡大を目指すとして、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢、いわゆるアベノミクスでの不況打開策を打ち出しております。

しかし、ゼロ金利が長期に続く中での日銀による過剰な資金供給は、資金が投機に向かい、株式市場や商品相場での投機的な動きによって物価が上昇をするだけで、実態経済や暮らしはかえって大変になるとも言われております。

こうした中で、来年10月からは、逆進性が高く所得の低い方々に重い負担を求める消費税増税が始まります。町長は、消費税増税に反対すべきではないかとの問いに、北欧の例や所得階層の低い方、生活必需品などにかけないやり方もあるなどとして増税に反対の意思を表明しませんでした。もともとそうした議論がほとんどないままに消費税増税だけが決まってきたのではなかったのでしょうか。一律に税負担を求めるのではなく、税の本来機能である富の再分配機能がしっかりと働く、そうした税制の見直しを求めてこそ町民の暮らしが守られるのではないのでしょうか。消費税増税は、被災者の生活再建と復興にも重い足かせになるものと考えます。

さて、こうした政治経済のもとで平成25年度本町予算が執行されることになるわけですが、一般会計約139億円のうち、災害復旧・復興事業で総額83億6,400万円余りが計上されるなど、復旧・復興に向けた予算が全体の6割以上となっております。これらの予算の中には、避難道路や避難場所の整備、災害公営住宅整備や宅地かさ上げなどの事業、被災農家の支援や農地、農業施設の復旧事業など、必要な事業もたくさんあります。がしかし、街路事業として予定していた根廻磯崎線を避難道路建設として復興事業に位置づけ、街路事業の推進を約束するなど、今後役場本庁舎建設に向けての財政の負担なども考えるならば、高齢化が急速に進むもとでの本町の財政を心配せざるを得ません。なお、復興に名をかりた無駄な公共事業にはなりはしないかと懸念するものであります。

大災害で被災した町民の生活を再建し、町の復興を進めることや放射能汚染から町民の暮らしと健康を守ることは、本町行政の大きな責任であると思いますが、放射能による影響を最も受けやすい幼い子供たちが100ベクレルを超える放射能で土壌が汚染された保育所や幼稚園、

学校に通っていることは残念でなりません。こうした施設は、できるだけ原発事故以前の状態に戻す、そうした姿勢や取り組みが求められているのではないかと思います。

また、高城保育所分園、第二小学校の教室を間借りして行われている保育は、年齢の異なる乳幼児が再び一部屋で保育をされるという決して良好な環境での保育とは言えるものではないと思います。保育所の建設を含めた保育環境の改善が必要であります。

学校教育におきましては、基準財政需要額、いわゆる標準的な行政サービスを行うために必要な経費に対して計上された予算が小学校費、中学校費ともに65%から70%前後と推計され、需用費など極限にまで切り詰められた予算になっているのではないかと懸念をするものであり、人を育むために必要で十分な教育予算が確保されることを望むものであります。

被災された方々に対する医療費の一部負担金や介護保険利用料の減免は、町単独では負担が大きいとして予算計上されませんでした。大規模災害であり、借り上げ民間住宅で暮らしている方々を初め、被災者支援のための施策の継続が求められております。引き続き、国・県に対し、これらの減免ができるよう働きかけを強めていただきたいと思います。

また、一部損壊被災住宅に対して、23年度、24年度に住宅修理に対する助成がありましたが、今まだ修理ができていない、そういう被災者がいると聞いております。25年度においても、これらの施策が復活するよう求めたいと思います。

その他この場で何度も申し上げておりますが、町民バスとデマンド交通システムの組み合わせなどにより、高齢者の願いに応えることができる新たな交通体系の検討や災害時の炊き出しなどを視野に入れた給食センターへの炊飯装置の増設等も予算の計上がなされませんでした。ぜひこうしたことも考えていただきたいと思いますのであります。

最後になりますが、これもまた例年指摘しておりますように、職員、臨時職員等の働き方の問題であります。臨時職員の時給は、一部で改善が図られているということでしたが、それでも有資格者の募集においては、募集数に達しない状況もあると聞いております。募集数に達しない要因はいろいろあると考えられますが、同一労働同一賃金という考え方に立った時給単価の引き上げが本来必要なのではないのでしょうか。同じ働きをしながら、臨時というだけで賃金に大きな差があることは、格差を拡大し、貧困を拡大することに直結をしていきます。役場が貧困を生み出すワーキングプアをつくり出す場になってはいけないと考えるものであり、一層の改善を求めたいと思います。

また、政府は、国家公務員の給与引き下げにあわせて地方公務員にも同様の措置を求めようとしております。不況打開には賃金の引き上げが必要と安倍総理が企業を回る一方で、人事

院勧告のルールにも反する給与引き下げは、まさに矛盾そのものであり、地域経済を冷え込ませるだけではないでしょうか。本町においては、こうした引き下げが行われたいよう求めながら、平成25年度松島町一般会計予算及び修正案に対する反対討論としたいと思います。終わります。

- 議長（櫻井公一君） 次に、賛成者の討論となるわけですが、賛成者の討論につきましては、原案の賛成、その次に修正案の賛成というふうに討論参加を呼びかけますので、よろしくをお願いします。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）

なしの声がありますので、次に修正案に賛成の方の発言を許します。討論参加ございますか。

4番伊賀光男議員。

- 4番（伊賀光男君） それでは、平成25年度一般会計予算についての賛成討論を私のほうから……、修正案賛成の討論をさせていただきます。

平成25年度の一般会計の予算につきましても、東日本大震災の災害復旧・振興上も含め、約139億円の大型の予算となっております。

反対討論の中で取り上げております指摘されているいろいろな問題は、仮庁舎の問題、あるいは道路の問題、学校施設の問題等数多く問題が取り上げられておりますが、これら平成25年度の町長からの施政方針でも言われているとおり、私はそのままそう進めていただいてよろしいのではないかとこのように考えております。

特に、庁舎問題についても、約6億円近い建設費用となりますが、約4,000万円程度の一般財源で済むということの説明もされております。移転先の問題についても、賛成多数で議決をしているもので、今ここで問題視するならば、また改めた問題になるのではないかとこのように思っております。

今行政で求められているのは、やはり災害の復旧・振興のスピードを上げろと言われていた中で、町長初め職員が一丸と頑張り取り組んでいる状況であります。当局の事務の遅滞や停滞を起こすおそれのないように、これからも町当局にとっては慎重に取り扱っていただいて、頑張ってくださいというふうに思っております。

我々議会のほうでも、そういう関係の中で一緒になって物事を考え、お互いに十分理解し合いながら進めていかなければならないのではないかと考えております。

その他一般会計についても、国・県制度に基づいて当町でも執行されておりますので問題にならないと思いますが、町長の施政方針で述べられていることを尊重し、議会として見守っ

ていく必要があると考えております。

ぜひ議員各位のご賛同が得られますよう、簡単ではございますが、私からの賛成討論とさせていただきます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。それでは、9番尾口慶悦議員。どの立場からなのかをお話しして討論参加願います。

○9番（尾口慶悦君） 私は、修正案と平成25年度一般会計予算原案について、反対の立場を明確にしておきたいとこういうふうに思います。

1つは、単刀直入にお話し申し上げますと、松島中学校の体育館改修工事であります。これは町長は軽微なものというふうなことで先決をしたとこういうふうな状況であります。先決をするに当たって24年度の工事費の一部を残行にしまして、そして25年度に持ってきたというふうなことであります。今回の49号の補正でありますか、これを見ますとその残工分にさらに仮設工事の分として足して600万円を計上しているというふうなことであります。25年度の予算には480万円で残工分をそのまま移行しているというふうなことであります。町長は建築の専門家でありますから、そういうふうなことからいきますと24年度で残工にした分について仮設工事が必要だというのは当然わかるわけですが、それも全く無視してわからないで予算計上したのかどうかわかりませんが、そういうふうな計上の仕方をしていると。極めて雑な計上の仕方をしているわけであり。それが1点であります。

それから、第2点であります。役場仮庁舎の建設であります。これにつきましては、役場が県道奥松島公園線の用地になるとこういうふうなことで、私たちに示されたのは2つの案を示されたわけです。中央公民館のところと旧山陽木材、ザイエンスのところが出たんであります。もう中央公民館のわけは最初からだめだと言っているところにその案を出してきて、これはだめなんですよとこういうふうな言い方をしているわけであり。そして25年度に予算計上されたのは、6億9,735万9,000円を計上している。仮設として計上しているわけであり。その説明の中でも、3億円は復興交付税で見ると、見られるんだよと、だから実質出すのは4,000万円しか出すことないよとこういうふうに言っているわけであり。本建設をすれば6億9,735万9,000円は皆全部使えるわけ。さらに、10年になるのかどうかわかりませんが、1年で1,300万円ずつも地代金を払うと。さらに、新しい建物が建てられれば、この建物を取り壊さなければならない。そうすると約10億円の金をただ投げてしまうわけであり。日程がないとこういうふうなことをおっしゃるわけであり。日程がないと

12月に本気になってその10億円も投げないでやろうとするならば住民も納得するのではないかと、本庁舎を建てても。そういうふうな配慮が全くなかったとこういうふうなことであります。それが2つ目であります。

それから、3つ目であります。町長は私の総括質問に、世界で最も美しい湾クラブに加入するのはちょっと待たらいいでないのかというふうなお話を申し上げましたら、いろいろ問題はあるけれどもとこういうふうな話をしているわけですが、そこで町長は、去年フランスや何かに行ってきた表敬訪問したとこういうふうに言っているわけですが、その際の旅費は総務費だと思ふあります。今度は観光費の中に12月に総会があると。その費用を観光費の中にとって、そしてとこういうふうなことであります。これこそ執行科目なんでありますが、わからなくしてしまう予算の出し方ではないのかと。総務費でとらんだら総務費でとらなければならない。去年は総務費だ、ことしは観光費だ。ここも議会で、特別委員会の中で指摘をして、ここの中に湾クラブの旅費もとっていましたよとこういうふうな答弁であります。そういうふうな状況でありますので、全くでたらめに近い予算措置であるというふうな指摘をしておきたいわけがあります。

それから、議会軽視に私はつながっているのではないかというふうな感じをしているわけですが、さっきも16番議員がおっしゃいました無駄があるんでないかどうなんでないかというふうなことを指摘しておきながら、それが復興予算にしろ何にしろ思ったとおりに執行していくとこういうふうな姿勢があるのではないかと。それから、議会で指摘した事項いろいろあるわけですが、健康診断にしろ、臨時職員の賃金にしろ、選挙の投票所にしろ、町民バスの整備にしろ、そういうふうなものを議会で意見として出したのを全く無視して、そして予算計上されているとこういうふうな状況であります。これでは議会と情報の共有をして、そして相互に助け合つてと、そして町民のためにやるんだとこういうふうな姿勢には見えないわけがあります。そういうふうな予算を計上している25年度予算について、明確に反対の意思を表示しておきたい、とこういうふうに思います。以上であります。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第40号を採決を行います。

本案を委員長報告は修正であります。委員会の修正案について採決します。

委員会修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正議決した部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、修正した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議案第41号平成25年度松島町国民健康保険特別会計予算について、討論に入ります。（「ちょっとお聞きしたいんだけど、修正を除くと言うのは」の声あり）これにつきましては、けさほども、それから先ほども説明したとおり進めております。最終的には修正案が全て原案のとおり可決されたということであります。進めます。

議案第41号平成25年度松島町国民健康保険特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、議案第41号平成25年度松島町国民健康保険特別会計予算案に対しまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

今、国保はこの日本の産業構造が大きく変化し、高齢化が進むという状況の中で、年金生活者の方々や非正規労働者、失業者などの無職者の割合が非常に高くなってきております。そのため、収納率が低下するなど国保会計の運営上問題にもなったりしています。本町においても、新年度予算での国保税徴収率の見込みは86%と低くなっております。

また、国保加入世帯は、平成25年1月末現在で2,465世帯、そのうち法定減免を受けている世帯は7割軽減で742世帯、5割軽減で155世帯、2割軽減で311世帯の合計1,208世帯ということであり、昨年より法定減免世帯数が100世帯余り増加をしている状況にございます。加入世帯の49%、ほぼ半数の世帯がこうした形での減免を受けなければならない世帯、所得が低い世帯で構成されているのがこの国保会計でございます。こうした国保加入世帯の構成状況を見れば、国保がいかに脆弱な基盤の上に成り立っているか、公費負担によって支えなければ成り立たない制度であるかがわかるのではないかと思います。

しかし、国は、1984年に国保法を改悪し、国保の医療費への国庫負担率を45%から38.5%に引き下げ、その後も国の負担額をさまざまな形で引き下げてまいりました。そのため、国保会計の運営はたちまち苦しくなり、国保税は次々と値上げをされ、加入者の負担増となつてはね返ってきているのであります。こうして国保加入者はその負担能力を超えた国保税の負担を求められることとなり、大きな国保税の滞納をつくり出すことにつながっているのでは

ないかと考えるものであります。この国保のあり方こそ、今見直し、重すぎる国保税の値下げをすべきであります。

今、国保の広域化が日程に上ってきていますが、国保の困難な状況を改善する上で、国保の広域化を進めるだけでは、この困難な状況を改善するには至らないと考えるものであります。国がその果たすべき役割をきちんと果たす、このことが大事ではないでしょうか。そのためには、町は国に対して国庫負担の増額をもっと積極的に求めて加入者負担を軽減する、保険料を引き下げる方策をとるべきであるということを申し上げて反対の討論としたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 13番後藤でございます。

それでは、議案第41号平成25年度松島町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から討論に参加いたします。

国民健康保険制度は、これまで約半世紀にわたり、国民皆保険体制の中核として地域における医療の確保と町民の健康維持増進に大きな役割を果たしてきたことは、被保険者として周知の事実であります。特に、一昨年3月11日に発生した東日本大震災においては、離職によって社会保険からやむを得ず抜けざるを得ない皆様の受け皿として極めて重要な役割を果たしております。

しかしながら、我が国の医療制度は、高齢化の急速な進展により、医療費は依然として増加傾向にあります。最近、景気に幾らか明るさが見えるものの、まだまだ不況の中にあり、各地方自治体は厳しい財政状況が続いていると考えます。

そのような中、本町における平成25年度松島町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出18億3,837万8,000円であります。前年度対比5.6%減の予算計上であり、厳しい国保会計運営になっております。歳入総額に占める保険税収入の割合は16.8%の3億837万8,000円であります。歳出においては、保険給付費が歳出総額の65.3%を占め、12億円が計上されております。例年実施されている特定健康診査等事業費については、1,399万円計上されており、これからも町民の皆様の健康づくりに寄与するものと考えます。

今後、一層厳しい運用を強いられる特別会計ではありますが、町民と地域、行政が一体となり健康づくりや生活習慣病の予防等に努めることで医療費の削減や健康増進につながることを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第41号平成25年度松島町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番今野です。

議案第42号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計予算案に対しまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

2008年に創設をされましたこの医療制度では、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、2年ごとに見直しが行われ、75歳以上の人口と医療費の増加により保険料負担が年々上昇していく仕組みになっています。

制度導入当時の厚生労働省の担当幹部は、医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者がみずからの感覚で感じ取っていただくとそのねらいを語っており、年齢で医療内容を変化させる差別的医療制度であり、高齢者に我慢と犠牲を強いる冷酷な制度であると言えます。このような医療制度は直ちに廃止をし、国の責任を明確にして、安心して高齢者が医療にかかれるように制度設計の見直しをすることを求めて反対の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） 1番緑山でございます。

議案第42号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、賛成の討論をさせていただきます。

施行満5年が経過いたしました現行の後期高齢者医療制度は、現在国の社会保障制度改革国民会議の論議にそのあり方が委ねられており、本年8月には一定の結論を出すと言われております。

ただ、民主党政権の公約でありました本医療制度の廃止方針は、昨年12月の自民政権の復活により恐らく覆るであろうと考えられ、基本的に現行制度は当面は継続されるものと予想されるところであります。

ただ、本医療制度におきましては、被保険者の年々の増加と医療給付費の年々の増大による財政難が指摘されており、制度改革の成り行きやT P P交渉の動向と相まって先行き不透明な状態がまだ続いております。

しかし、被保険者住民に医療に対する不安を生じさせることなく安心して生活してもらうためには、本医療制度が存続している限りしっかりと運営されていかなければなりません。

今回の予算は、平成25年度の後期高齢者医療制度の運営において欠かすことのできない予算であります。宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、各種申請の受付事務、保険料の徴収事務、その他について適切に実施され、町民被保険者の立場に立って円滑な事業運営を進められるよう要望して、平成25年度の予算に賛成をいたすものであります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第42号平成25年度松島町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号平成25年度松島町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第43号平成25年度松島町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号平成25年度松島町介護サービス事業特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第44号平成25年度松島町介護サービス事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号平成25年度松島町観瀾亭等特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第45号平成25年度松島町観瀾亭等特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第46号平成25年度松島町松島区外区有財産特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号平成25年度松島町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第47号平成25年度松島町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号平成25年度松島町水道事業会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第48号平成25年度松島町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号 工事請負契約の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第50号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第50号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事は、再生可能エネルギー等導入事業に係る松島町保健福祉センターへの太陽光発電設備及び蓄電池等の設置工事であり、去る2月21日に入札に付し、議案のとおりをもって請負契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、資料については、私のほうから説明させていただきたいと思っております。

3枚目に資料ということで位置図を添付させていただいております。

今回議案第50号につきましては、場所は福祉センターのどろりであります。それで太陽光のパネルでありますけれども、施設の屋根、屋上に設置することができないということで、どろりの施設の南側にパネルを設置するという形になります。

そして、パネルというのは四角いものを組み合わせていくわけですが、大体大きさとして横が1メートル25センチぐらい、それから高さ、これが大体98センチぐらい、これらを縦4段で設置をいたします。ということで、今回はどろりの施設の前、それから蓄電池のほうは施設の横の方に設置するという内容でございます。

なお、これにつきましてはの仮契約につきましては、2月27日に仮契約を結ばせていただいております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第51号 工事請負契約の締結について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第51号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第51号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事は、再生可能エネルギー等導入事業に係る松島中学校への太陽光発電設備及び蓄電池等の設置工事であり、去る2月21日に入札に付し、議案のとおりをもって請負契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷清一君） それでは、資料につきましては、私のほうから説明させていただきたいと思えます。

3枚目になります。

今回は、松島中学校の今度は屋上にパネルを設置するものであります。パネルは、先ほどの議案第50号と大きさ等々については同じであります。蓄電池については、高城川のほうの地上の方に設置をします。ここで先ほどの議案50号と51号では金額にして400万何がし差が出てくるということでもありますけれども、この主なものとしては、松島中学校の体育館の屋上に設置するために、防水、基礎をつくってパネルをつくるわけでもありますけれども、防水をもう一度やり直しをします。パネルを設置した後に基礎とか全部を防水で囲むという工事が新たに出てきます。あとちょっと配管もありますが、屋上につくりますので、そういうことで契約金額として差が出るという形になります。

あと、もう一枚めくっていただきまして、入札の結果表であります。

今回公募をかけましたが、1社予定価格を下回っております。ということで、失格という状況になっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第52号 工事請負契約の変更について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第52号工事請負契約の変更について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第52号工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、松島中学校体育館大規模改修工事におけるステージどんちょう等の設置について、今議会定例会にて5日付で議決いただいた追加補正予算に伴い、改めて議案のとおりをもって変更請負契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

工期は、平成25年5月31日であります。

詳細につきましては、教育委員会より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

資料につきましては、追加補正予算案の審議の段階でなかったということもございまして、議会のほうからご指摘をいただきました。改めまして資料を使って説明をさせていただきたいと思います。

3番の図面をお開きいただきたいと思います。

この図面の配置なんですけれども、まずはどんちょう等の配置図、それから右側がその断面図になります。そして、下のほうに仕様書を添付しております。

まず、断面図を使って説明させていただきたいと思います。

①から⑩ということで数字が打ってありまして、それに赤い着色がしてあるというふうに思っています。着色のしていないものにつきましては、3月9日に松島中学校の卒業式でもごらんになったかと思いますが、既にステージに配備をされているものでございます。

まず、第1に①のところなんですけれども、半分に赤い着色がされているかと思えます。これにつきましては、ステージの一番正面、アリーナから見て一番手前の正面です。ここに水引幕というのがあります。これは、卒業式のときにも議会の皆様がごらんになったかと思うのですが、松島中学校の校章が刺繍してある横一文字のものでございます。

その次に、この仕様書をちょっとごらんになっていただきたいんですけども、この1番のところには水引幕とそれから源氏幕という2つの言葉で示されております。この源氏幕というのは、ステージに向かって袖の部分です。右、左、左右、袖の部分。それを隠すためのもの

でございます。これは、この補正予算の中で今回施工させていただきたいと思っているものでございます。

それから、②、これが学習発表会等でステージを開け閉めするものに使うものでございます。

続きまして、③番、これは着色はしてありませんが、一応ご説明させていただきたいと思えます。これはステージの照明でございます。ちょっと靴下のような形で点線でぶら下がっているようなものがありますが、これは照明器具をモチーフしているものでございます。その前に目隠しのようなカーテンがぶら下がっております。これは、アリーナのほうから見てステージの上が見えないように化粧するものでございます。

その次、4番のスクリーンをぶら下げるものとして、バトンという言葉で仕様書の方には振られておりますけれども、例えばアリーナでパワーポイントを使って講演会とか説明会とかなさるときに、そのスクリーンをぶら下げるものでございます。

その次に、5番目、これも同じく目隠しのもので、天井のその後ろの部分隠すものでございます。

続きまして、⑦番、これは奥のほうの看板とかそういったものを照らすものとしての照明が今既に配置されているものでございます。

⑧番、これは国旗とか、それからよく講演会活動の行事とかイベントがありますと立て看板、よく演題は何々というものをぶら下げますけれども、そういったものをつり下げるときに使うものでございます。

それから、⑨番、これは横看板をぶら下げるものでございます。

最後に⑩番、これはバックのスクリーンになっておりまして、バック幕と言われるものでございます。こういったものについて、既に両サイドにこれとあわせましてこれを操作する手動のウインチ等が配備されるということになります。

今回の工事の概要につきまして、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議員提案第5号 松島町議会委員会条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議員提案第5号松島町議会委員会条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 私のほうから、議員提案第5号松島町議会委員会条例の一部改正についての提出理由の説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、松島町課等設置条例の改正に伴い、第2常任委員会の所管として新たに健康長寿課が加わるため、所要の改正を提案するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案について、提出者からの説明が終わりました。

日程第15 議員提案第6号 石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議員提案第6号石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 議員提案第6号石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求める意見書について提出理由のご説明を申し上げます。

今シーズンの灯油価格は、18リットル当たり1,800円を超える高水準となり、2008年の原油高騰時に次ぐ状況下にあります。生活必需品である灯油高騰は地域経済や家計の圧迫に直接影響を及ぼします。しかも、他の油脂に比べて灯油だけが極端に値上げされている状況でございます。

また、石油製品の高騰は、中小零細事業者や農林漁業者などにも大きな打撃を与えており、特別な支援策が求められております。

よって、石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給の実現を求めるため、衆議院議長他7名に対して意見書を提出するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案について、提出者からの説明が終わりました。

日程第16 議員提案第7号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費、居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議員提案第7号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対

する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費、居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 7番渋谷でございます。

議員提案第7号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財政支援の延長及び食費、居住費の減免措置に対する財政支援を求める意見書について、提出理由の説明を申し上げます。

介護保険利用者負担、または介護保険の保険料の減免について、平成24年10月1日以降は国の特別の財政支援は行われておらず、特定の基準を満たす場合のみ平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間に係る減免額10分の8について財政援助するとし、2割分を被災市町村等が負担をしているのが現状です。

被災地では、いまだに生活の再建すらままならない人たちが多く、不安や疲労から体調不良や持病の悪化などが顕著になってきていることもあり、被災者に対するさまざまな支援の継続が求められております。

よって、生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらずに継続するための財政措置を講ずることを求めるため、衆議院議長ほか5名に対し意見書を提出するものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案について、提出者からの説明が終わりました。

日程第17 議員提案第8号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議員提案第8号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費の一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 議員提案第8号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書について提出理由のご説明を申し上げます。

東日本大震災により被災した国民健康保険並びに後期高齢者医療制度の被保険者等に対する医療費の負担金免除の特例措置は、議員提案第7号の介護保険料の措置と同様に平成24年9月で打ち切れ、10月以降は各保険で規定する災害等減免に対して10分の8について財政援助するとし、2割分を被災自治体等が負担している状況です。

被災地では、雇用確保や生活再建が進まない中、生活環境の変化による体調の悪化、介護や支援が必要な被災者もあり、医療費の一部負担金免除が区切られては安心して医療機関を受診できない状況が心配されます。

さらには、被災自治体においても、復興等のために多額の予算を必要とする中、2割分の負担は大きな負担です。

よって、国民健康保険並びに後期高齢者医療制度の医療費一部負担金免除措置を4月1日以降も国の全額負担で継続することを求めるため、衆議院議長ほか5名に対し意見書を提出するものであります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。終わります。

○議長（櫻井公一君） 議案について、提出者からの説明が終わりました。

これでここからは一般質問に入るわけですが、ここで議事進行上、休憩をとりたいと思います。再開を14時10分といたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第18 一般質問

○議長（櫻井公一君） 日程第18、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして、質問を許します。質問者は登壇の上、質問願います。2番佐藤皓一議員。

〔2番 佐藤皓一君 登壇〕

○2番（佐藤皓一君） 2番佐藤皓一です。お願いします。

危機感を持って取り組まないと松島観光は衰退するのではないかというテーマで、1問目お聞きします。

過去3年間の観光客数はいかがでしょう。

2011年が落ち込むのはやむを得ないといたしまして、2012年の数字は、今の松島観光の実力だと考えます。地震の後落ち込んで、その次の年、つまり2012年、この数字は観光地によって相当濃淡があるように聞いております。かなり回復したところと、なかなか回復が思ったようにいっていないところがあると聞いております。

一般論として、スランプとか風評被害というのは、1年は仕方ないけれども、2年続いたらそれは今の実力だと思ふべきではないかと思ひます。今の松島をどう分析して、今後の復活をどう考えているのか。

それから、次のテーマです。

観光地を取り巻く要素、6つに限らないとは思ひますけれども、とりあえず私は6つ考えました。右の六角形のような調子で分解しました。1回最後まで。「いや、いいです。1の1で1回切って」の声あり）1の1で1回。はい。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 観光客の回復についてでございますけれども、平成24年は約8割までというようなことで観光協会のほうでもお答えしているようでございますけれども、議員おっしゃるようにそれがその実力かどうかというのはちょっとわからないところもありますけれども、今後の松島を考える際にしっかりとその足腰を固めて解決し、また実行していかなければならないということで、町では観光振興計画というものをつくりまして、課題の整理や対応についての整理というものを行っているところでございます。

基本的には、この観光振興計画をもって今の議員のご質問に対する答えということになろうかなというふうに思っております。

なお、過去3年間の観光客数につきましては、産業観光課長より答弁申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それでは、過去3年間の観光客数につきましてお答えさせていただきます。

平成22年につきましては356万8,621人となっております。平成23年は223万7,798人、平成24年は265万784人となっております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 次は、この右図のような考えでお聞きします。

知名度、文化価値、アクセスについては問題ないと考えています。それに次ぐものとして、食文化、礼儀作法、文化刺激、このあたりがどうなのかなと。このあたりは、ほかの観光地

に比べて必ずしもすぐれているとはどうも感じないというふうになるようになりました。

まず、食べ物ですけれども、宮城県は食材王国と言っています。しかし、料理王国でないとお客さんの満足並びに地元への経済効果が不十分ではないかと思えます。食材はまあ現状でいいとして、料理がよくなるというのは、今おいしくないというものはそんなにないと思うんです。ところが、お客さんが満足するかどうかということを考えると、食器だとか、室内の様子だとか、それから接客態度だとか、そういうものの総合力の勝負になると思えます。ここは悔しいけれどもちょっと足りていないというような気がします。

次の礼儀作法ですけれども、これは言うまでもなく数字で表せません。ところが、お客さんのほうはあちこち見えていますから違いがわかります。地元の方は気がつかないでこれまでどおり、お客さんから見ればどうもなかなかよくなるねということになると、悪影響が長く続きます。この辺で負けていると、文化価値があっても、どうも文化価値を生かし切れないという心配が出てきます。感じ方に個人差がある分野なんですけれども、ここはやっぱりこのままではいけないような気がするんですけれども、これはどうなのかと。

それから、文化刺激ですけれども、文化刺激というのは、正しいことばかりやっていたんでは余りお客さんは喜びません、今。「あれ」というようなところに行かないと、お客さんが「うん、そうだね。また来よう」という気につながらないような気がするんです。前に月の松島のことを聞いたときに、その後何人かの人々が既に発信していますということを言うんですが、何か正しいことを割と言っていて、例えば満月の夜はドラキュラが出るとか、オオカミ男が出るとか、ニンニクを置くと防げるとか、あるいは満月の夜は精神異常が起りやすいんだとかということを既に発信していますという人は、余り言わないんです、町内の人は。ところが、女の人なんか割とそういうことわかっているんです。そういう、そうでなくてもいいんだけど、文化刺激というのはもうちょっと幅があるべきではないかと。そのためには、ふだんからやっぱりそういう広いところをかする意識があったほうがいいような気がします。以上、まとめて2番目、お願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 観光振興のための具体的な施策をいろいろお考えということで大変参考になるなというふうには思いますが、町行政として取り組む、行政の役割といったものもございまして、これも観光振興計画の中では述べているところでございますけれども、役割分担、松島町役場、行政がやるもの、それから観光関係者の方が行うもの、または町民の方々が主体として行うものとそういったものの関連をとりながらいろいろ進めていきたいと

いうふうに思っております、その中で議員ご指摘のさまざまな点についても、議員からの発信もあるでしょうし、こちらからの発信もあるということでございますので、対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） かねて町長は行政と実際の観光に携わる方々とは役割分担があるというふうにおっしゃっていて、それはまあそのとおりでしょう。しかし、どうも修正、あるいは向上する方向が見えないということになると、やはりここは行政の出番ではないかというふうに感じます。

例えば①の総合力ですけれども、何十年か前に聞いた話では、京都と大阪では社員の給料はそんなに違わないそうです。ところが、京都では社長が住み込みの社員に会社がお金を出しているような稽古をさせていると。それは後で独立したときに元社員、まあ今の社員が困らないようにするための準備だということを知ったことがあります。現在やっているかどうかはちょっとわかりませんが、そうすると京都と大阪では都市の総合力が違ってきます。地方は、大体そういうことはやっていないと思います。そういうところがプラスアルファのお客さんへの納得というところにやはり届きにくい原因になっていそうな気がします。これは、ふだんの暮らしが違っていますので、修正も容易じゃないです。でも、東北を牽引する観光地だとか、全国区の観光地ということになれば、料理がおいしいというだけではだめで、お客さんを納得させる何かやっぱりないといけないという段階に来ているような気がします。

それから、②の問題ですけれども、決めるのはやっぱり今消費者です。来る人が選ぶ時代になっています。昔は、宮城県の観光地は、松島と鳴子ぐらいかなという時代があったかもしれませんが。そうなればもう選びようがないから減ることはないんですけれども、今は競合するところがいっぱいありますから、このままではどうもだめだなという危機感や緊張感がないと、観光客やっぱりわかるんです。あちこち行けば、何となく前のおりやっていると、観光客やっぱりわかるんです。そうすると、いまいちだなというふうに感じます。例えばどこの観光地に行っても、駅前の観光案内所というのは相当できる女を置いているんです。情報発信だとかいろいろなことが非常に積極的というかびしっとして、あれ、また来ないとだめかなと思わせる力があります。そういうものが観光地の総合力としてあるかどうかというのは、やっぱり響きます。どうも先ほどの町長のお話に限らず、前からの話を総合しても、何かやっぱりおとなしいというんでしょうか、いやこれではだめだと

いうふうな空気を余り感じないんですけれども、私はやっぱりこれではだめだと思っておりますけれども、そのあたり、ニュアンスの違いなんだけれども、ちょっと何かコメント欲しいです。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員、余りそういう。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島の観光の問題点というのは、種々いろいろあるというふうには思っております、それも観光振興計画の中で論じているところでございますけれども、松島、今後観光も含めて、町を活性化させ、発展させるために必要なこと、そういうことをやっていきたいなというふうには思っています。

観光について再度述べますけれども、松島の観光を振興させるため、役場としても努力していきたいというふうには考えています。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 3つ目に移ります。

付加価値がついていないといけない。それは付加価値をつけていますよという答えが来そうな気がします。1,000円の商品は1,000円札と交換します。1,050円でもいいです。1,000円の商品は、どの店で買っても、値段、原則として同じです。ところが、はやる店とはやらない店があつて、はやる店は店が元気だとか、お客さんに対する態度が何かまあいいだとか、何かやっぱり理由があります。それが付加価値で、市場が分断されているときはそんなことやってもやらなくても来る人が決まっていますから同じなんですけれども、今は垣根が低くなっていますから、頑張っているところと頑張っていないところで成績が出ます。やっぱりそこら辺、一生懸命やらないと、よそが一生懸命やっていたとすれば、値段と中身で松島はどうもちょっとそこまで足りていませんねということになる心配があります。そうなればやっぱり観光地としても先細りになるような気がしますけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 観光の価値というものをどういうふうに取り上げるかということともかわってくるんでしょうけれども、基本的には観光というのは付加価値産業みたいなものでございまして、原価はこのぐらにかかるとそれに利益を乗つけて幾らというふうな話ではないというふうには思っております。松島の観光関係者の方もその辺は重々ご承知とは思いますが、ただ社会情勢等、それから災害もありましたし、いろんな状況の中でおのにおに努力されているのかなというふうには思いますが、なおこれから発展するためには現

状に満足しているのはだめでございますので、その付加価値のありようもいろいろ物によって違うと思うんですよね。ですから、そういったものも考えていただくようにして、我々も一緒になって考えるという立場をとりながらやっていきたいなというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） ちょっともう一ついらんことを申し上げます。

付加価値をつけるという、それは当然やっていますというふうな答えが来るでしょう。しかし、付加価値をつけるというのは、貸しをつくるというのとほとんど同じです。貸しをつくるというようなそういうダーティーなことはやっていませんというふうに感ずるような気がします。

ちょっと例えが適切かどうかわかりませんが、仙台の奥山市長は私と高校と出身県が同じです。高校の同窓会で会って10日ぐらいたって県人会でまたお会いしました。この間どうもみたいなことを言うんですね。顔も覚えていてくれたことになります。誰でもできるような気はしないんです。あのぐらいのランクの人に顔を覚えられたとなると、やっぱり私としては借りができたというか、「あれ」というような気持ちになります。いや、まず、それは人によって感じ方違ってそれは仕方ないですけども、そういうやっぱりふだんから、それはいろんな方法があるけれども、やっぱり「あれ」と思わせるためにはふだんからやっぱり相手の人に、いいことばかりとは限りません。何というかへんてこなことも含めて人とのつながりの中でまた来てもらうとか、喜んでもらうだとかという感覚が、まあよく言えばあっさりしている、おとなしい、それでうまくいって長所という面もあるかもしれないけれども、ほかの観光地と競り合う中で少しでもかき集めるという時代に差しかかっていますので、清純なだけではだめで、やっぱり多様な力をつけていくという意識がもう1つというよりも、もう2つも3つもないと、この3年間でこうなりましたけれども、ことし、来年に期待するにはやっぱり何かがないと衰退するのではないかと心配するのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 衰退しないように頑張っていかなければいかんというふうに思っております。

なお、議員の考え、参考にさせていただきたいと思っておりますし、また観光関係者の方にも、こういうことが議会で出たというふうなお話は伝えたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員、抽象的にならないようにスパッと行ってね。佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 2問目に移ります。買い物弱者をどう支えるのかというテーマです。

新聞によりますと、国内には買い物弱者が600万人いると書いていました。比率が同じであれば、松島町内には750人という数字になります。実態を把握していらっしゃるのであればそのあたりの様子をお聞きしたいです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 担当課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それでは、買い物弱者の実態についてというご質問につきましてお答えさせていただきます。

現在のところ把握はしておりません。町内に平成24年3月末現在で65歳以上のひとり暮らし世帯が617世帯、2人世帯が606世帯あり、この中に日常の買い物をしたり生活に必要なサービスを受けたりするのに困難を感じている買い物弱者と言われる方がいるものとは推測しております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） どうもありがとうございました。

それでは、新聞などによりますと、高齢者のひとり暮らし、あるいは2人暮らしの人が買い物に困っているということがあられるようです。そのほかの理由としては、勤務の都合でちょっと帰ってきたら店閉まっているとか、それからふだん通っていたスーパーあるいは店が閉店したと、それで急に遠くへ行かなければいけないという理由で買い物に困るという人がいるように書いていました。何とかして買い物に行こうとすると、自分で買い物をする方法、つまり歩いていけば問題ないんですけども、自転車だとか、それからバス、鉄道、それからタクシー、それから自分で買い物をする手段としては移動販売車というのが来てくれれば買えると。それから、買ってもらう方法は、店に注文して店から配達してもらうのと、それからヘルパーさんに買ってもらうだとか、いろんな方法があります。

私の義母は、1人で買い物に行くのが容易じゃなくなったときに、店に行って買って配達してもらうというやり方と、それから行きは歩いて行って買い物をするけれども、帰りはタクシーで帰ってくるということをやっていました。その後ヘルパーさんに頼んでいました。私たちが松島に引っ越してからは、私が行くことも出てきました。そのほかいろんな人がいろんな買い物を組み合わせてやっているようです。

町民バスというのは、買い物を支える有力な手段だと思います。町民バスは、買い物支援のために運転しているわけではないことは承知してはいますが、今後買い物で困る人がふえてくる可能性は、改善されるよりは当然こういう人がふえてくる可能性のほうが大きいわけですね。買い物の支援を考えて町民バスのダイヤなどを何とか工夫するという考えはあるのかどうか、そういう方向は探せないものかと思ってお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 町民バスの問題でございますけれども、これは買い物に限らず生活の利便性のため、各地域ごとの高齢化の問題とかも含めて地域のご要望は大変大きなものがあるということではあるんですけれども、最終的には財政的な配分の中でどのぐらいをこの事業に振り向けられるのかというふうな議論になろうかなというふうには思うんですが、少なくとも今の段階ですとバスの保有台数、また人員、それにかかわるコストの問題を考えますと、これ以上の増強といいますか機能強化というのは現行では難しいというふうに判断しております。

また、買い物弱者への対応ということで、これは役場でやっているわけではないわけですが、例えば生協さんとか各事業所さんとかが独自の移動販売というようなこともおやりになっているというふうにお聞きしておりますので、そういったところで町全体トータルで対応できる部分については対応せざるを得ないのかなと。それが今のやり方なのかなというふうに思っております。

また、町では、買い物弱者といいますかそういった方々のための支援として福祉タクシーとか、高齢者の宅食サービスというようなこともやっておりますので、こういったことでお話しの課題については対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 地域の高齢化は今後も進むと見込まれます。今は車で店に通ってそこで買って車で帰るということで格別不便を感じていない人も、やがて車の運転ができなくなるということが予想されます。そうすると大変深刻なことになる。そのほか防災、防犯など、買い物以外にも不安要素がふえます。これは、答えにくい問題かもしれませんが、やがて避けて通れないような気がしますので、まずあえてお聞きするわけですが、将来居住地の集約・再編、こういうものが視野に入っているものかどうか、まずお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 通告書の第3点目に入ってきているというふうに思いますけれども、居

住の集約・再編ということでございますが、理論上はそういったものはあり得るとは思いますが、現実問題としてそういう集約・再編をやるとすると、今ほかの震災でかなり大きな影響をこうむっている自治体のケースになろうかなというふうに思います。この今の状況を見ますと、何もない段階で集約・再編をやるとなると、単なるコストの話だけではなくて、そこに住まわれる方の地域に対する居住の思いとかそういったものの誠意というものもあろうかなとは思いますが、現実論としては松島町において集約・再編をやるということはできかねるものであるというふうに思っております。

ただ、市街地の変化といえますか、新たな開発なり既存市街地の再開発なりというような余り大きな変化を伴わないようなものとか開発しやすいものについては、そういったものについては取り組んでいこうというふうに思っておりますし、そのための「継続する町、松島」というふうな話で考え方は述べているつもりでございます。その方向に従ってまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） どうもありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 2番佐藤皓一議員の一般質問が終わりました。

次に、3番高橋辰郎議員、登壇の上、質問願います。

〔3番 高橋辰郎君 登壇〕

○3番（高橋辰郎君） 通告2問です。どうぞよろしく願いいたします。

最初、通告文を読み上げて1回目の質問にします。

浄化槽市町村型整備推進事業による本町の浄化槽整備の考え方についてお尋ねします。

埼玉県滑川町では、市町村型整備推進事業による浄化槽設置を図っておられます。この事業は、事業対象は、既存単独浄化槽、そしてまたはくみ取り便槽からの転換を図る。通常は個人が設置する浄化槽を町が個人の土地に設置する。町が設置した浄化槽は、公設浄化槽とする。公設浄化槽は、高度処理型浄化槽とする。公設浄化槽の維持管理は、町が行う。公設浄化槽使用者は、使用料を町に納める。以上のような骨子であります。

高度処理型合併浄化槽は、BOD10ミリグラム、リッター当たり。窒素除去タイプです。これは滑川町の場合です。分担金は設置工事費の一部を申請者が負担する。使用料は、公設浄化槽の毎月の使用料となる。保守点検、法定点検等の料金が含まれている。

この事業の推進は、社団法人全国浄化槽団体連合会がご案内をしているところです。「市町村の財政に優しい」が小冊子の表紙に印刷されております。

滑川町の現況は、区域内に既存単独浄化槽、くみ取り浄化槽が1,200基余ある。水環境の保全のために合併浄化槽への転換は必要不可欠と位置づけている。個人に浄化槽設置による水環境推進を委ねるのではなく、町が浄化槽事業として捉え、整備の推進を図っているという内容でありました。松島町と類似することも多い。そして、市町村型浄化槽整備は、松島湾の浄化事業とも言える。ぜひ滑川町の先進事例を学ぶべきと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この浄化槽の件ですけれども、現在松島町では個人設置型の整備事業としての補助と。その整備に係る融資制度の活用での対応ということを基本に見据えた方向で推進・普及を図ってきておりまして、今後もこの方針で事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、追加の説明を水道所長に説明させます。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 滑川町さんの市町村型合併浄化槽、これにつきましては、議員の皆様との研修で行っていただきまして、そのよさということを実感してきたのかなと思います。それで、うちらほうも滑川町さんの職員が来ております。それで、いろいろ情報を得たんですけれども、ちょうど大体人口規模も同じでございまして。そして、今計画しているくみ取りとかから切りかえする大体の戸数は、1,200戸ぐらいを予定しているようです。今まで松島も個人型でやってきておりましたけれども、今後必要とされるのは約1,200戸ございまして。これで大体人口とかそういった規模も同じではあります。ただ、滑川町さん、ご存じのとおり私鉄が来ておりまして、住宅開発もなされた。そして、下水道についても、私鉄の住宅開発で基礎的な幹線管渠等は全て開発者が行ったようなまちづくりのようでございまして。そして、あとは田んぼとかもございまして、この流域下水道、それから市町村型の合併浄化槽、それから集落排水、これらもやっているようでございまして。そういった中で、町長述べましたとおり、そして財政の中身も聞きますと、かなり交付税も不交付団体になるかもしれないというような財政の状況であるようでございまして。それで、本町におきましては、下水道事業をやっております、全体事業200億円くらいです。そのうち今までやってきたのが約170億円を投資しております。それに対する起債の償還費用、こういったものが5億円から4億円前後一般会計から繰り入れされていると。そんな状況も鑑みまして、平成21年でしたか、下水道の基本構想、これの見直しをさせていただいたわけでございまして。あの当時は集落排

水、漁集も各地域でやりますよと。それはかなり多大な経費がかかるというようなことで、それを変えまして個人型の設置で来ているという状況で、今までも合併浄化槽ではいろいろなご意見ありましたけれども、21年度以降、町としてはそういった個人設置型で4割は負担をいただく。それから融資でやるというような状況で進めさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは、一問一答で行きます。

合併浄化槽への一般会計から補助政策がとられている自治体事例、私の知る限り、近くは美里町がありますが、どんな町がどのような助成措置をとっているか、掌握をされていますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 12月に阿部議員からも維持管理費への助成ということでご質問ございましたけれども、そのとき確認しておりまして、市町村型につきましては、10自治体ございます。それから、個人設置型につきましては、23自治体がございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 補助政策について聞いたんです。合併浄化槽へ補助をとっている町村が結構ある。この事例を承知していますかと聞きました。今の答弁はお聞きしていないので、付録です。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 先ほど述べましたのは、市町村型、あるいは個人設置型の整備手法でございます。そして、それに対する上乘せの自治体が幾らあるかということでございますけれども、5自治体を確認しております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） その5自治体、じゃ名前で教えてください。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 気仙沼市、それから白石市、名取市、角田市、栗原市、それから南三陸町でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 私美里町に直接行って担当ポジションの方と意見交換、行政調査をしてきました。ここには美里町が入っていないんですが、これは漏れですか。市の名前はたくさ

ん挙げていますが、できれば町の名前、三陸町だけですか。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 私たちの確認では、先ほど述べたとおりの市町村でございました。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） はい、いいです。短く言いましょう。きょうは時間忙しいんだそうですから。我が町として、この市町村型、政策として取り入れていこうというような検討はこれまでなされましたか。なされてきていますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） そういう検討をしております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは、検討の結果、現況はいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 現状のとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 検討はしたけれども、これを制度としては考えていないということですね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは、これ丹野さん、「なめかわ」と言うのだめなんですよ。「なめかわ」だそうですから、ね。それでは、滑川町でこの事業が推進されている事実を町長は知りでしたか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 知っておりました。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 重ねてくどくなりますが、我が町でも導入として政策の中で検討すべきだと思いますが、やっぱり現況のままにこだわりますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） こだわっているわけではないわけですが、さまざまな検討をした

上で現行の制度でいこうというふうに決めております。ちなみに、滑川について、確かに都市規模は同じでございますけれども、そういったものも含めて検討の種にはしておりますので、滑川がそうであったからといって松島もという話にはならないというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 最後です、この問題。これ以上進めない理由は、財政にありますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まあ財政にあるのは大半でございますが、あるべき形としてどうなのかということも考えていることではあります。つまり、こういった利便施設、インフラを使うのにどのぐらいの個人負担といいますか各戸負担が必要なのどうなのかというふうなことも踏まえてはおります。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） たまたま滑川の場合は、県がきれいな豊かな水というのをうたい文句にして自治体に手厚い財政援護をしているんです。ここは我が町と違うと思いますが、引き続きできればご検討をお願いして、この件については終わります。

2つ目です。

滑川町との今後の交流促進について伺います。

2013年当初予算議会は、本町の災害復旧・復興を思うとき、新たな視点、推進すべき施策が求められていると考えます。その中に交流があつていいと思います。

滑川町との交流について絞ります。今議会を目前にして、阿部副議長を初めとした我が同僚の皆さんからのお誘いもあり、私も喜んで滑川町訪問に加わらせていただきました。交流をいたしてまいりました。

吉田 昇滑川町長の言葉がこの耳に残りました。町長の言葉、箇条書きに並べますと、1つ、滑川の財政力指数は、0.96、地方交付税の不交付団体を目指したいと力強いことでした。また、法は守るべきであるとも語られながら、しかし法の範疇で新しき行政を生み出せることを心がけるべきである。新しき公共が今求められている。これが町長の2つ目。3つ目、松島町との交流を深めていきたい。災害支援では、25年度も職員を継続派遣していきたいという思いやりが示されました。こうした姿勢とこれまでの支援を重ね合わせるとき、大橋町政に積極的な滑川町との交流を促したい。

まずは、滑川町との交流について、所見及び25年度の具体的計画があればお伺いをしたいと思います。

そして、次について提言をしたいと思います。

災害支援のあり方も、職員の相互派遣という人的交流があつていいと提言します。だから、我が町からも職員交流の意味では検討する余地があると思います。

2つ目、滑川の国指定天然記念物ミヤコタナゴ——これはフナっこみたいな魚なんですかね——の新川での飼育があつてもいい。ミヤコタナゴによる河川、自然の浄化、ミヤコタナゴを観光資源にすることについても、考慮されてもいいかなと思いました。

3つ目、滑川町との町民交流の推進に取り組まれていただきたい。滑川町との姉妹都市、または友好都市の締結についても、提言したい。いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） それでは、最初に滑川町との交流についての所見と25年度の計画について答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、滑川町とのこれまでの経緯でございますけれども、東日本大震災で被災した宮城、福島、岩手3県の被災市町支援として、埼玉県知事が埼玉県内の市町村を被災自治体に割り振りして支援するように要請し、そしてその中で滑川が松島に決まったということでございます。

この話、どれだけ皆さん方のほうに行き渡っているかはよくわからないんですが、町長が、「何で滑川が松島なんですか」と私聞いたらば、「いや、それなんだけれどもね」という話で、東松島と東松山というのが東何とかで結びついているんだそうです。で、その東松島の隣で滑川は東松山の隣だったんで、じゃ、松島は滑川にしたらいいんじゃないかという話になったそうでございます。これ町長から直接聞きました。いわばひよんなことから決まったところでございますけれども、滑川町として大変熱心に支援していただいているわけでございます。

その支援に関してですが、事前に何度か電話連絡があつたんですけれども、平成23年12月に滑川の町長と議長さんが来町しまして、こちらとお話をしました。町としては、職員派遣をお願いしまして、平成24年度から1名派遣していただいたということでございます。なお、25年度におきましても、職員を派遣していただく予定ということでなっております。また、平成24年2月20日には、滑川の退職議員会及び一般町民130名が復活支援ツアーとして松島においでいただきました。

そのような支援等によりまして、今度は平成24年11月には滑川まつり、松島町の産業まつりのような祭りですけれども、そちらにこちらから参加させていただきまして、町民の方何人も行ってもらいまして、我々も行きましたけれども、そういう中で支援の御礼と、また滑

川町との災害相互応援に関する協定に調印いたしました。

このような中で、いろいろお世話になっているわけですから、滑川町とは今後も観光、文化の交流を深めていきたいというふうに思っております。

なお、25年度につきましては、各種委員会、各種団体の交流ということで考えております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員、よろしいですか。それでは次、提言について答弁を求めますか。

○3番（高橋辰郎君） はい。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、人的交流ということでございますけれども、震災からの復旧・復興が優先しておりますので、そういった事柄が一段落した段階で滑川のほうと協議して検討してまいりたいというふうに考えております。

2番目は、観光担当課長からお答えさせます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それでは、ミヤコタナゴの新川での飼育につきましてお答えをさせていただきます。

河川等の浄化や観光資源化につきまして、ミヤコタナゴは国指定の天然記念物に指定されておりまして、河川等での放流について、滑川町を通して文化庁に確認をいたしたところがあります。その結果、これまでの生育が確認されている滑川町と関東地方での放流であれば文化庁の許可を得ることも可能ではありますが、生息記録のない松島町でのミヤコタナゴの放流は文化庁の許可がおりないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） それでは、町民の交流について答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 滑川町との交流ということで姉妹都市、友好都市ではどうかということでございますけれども、こちらについても先ほどちょっとお話しました関係で、災害相互応援に関する協定というのを締結をしたわけございまして、交流を初めた段階でございますので、当面今のような形で交流を続けていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 私、隣接町村の行政調査を行いました。一番驚いたのは、多賀城です。何と何と現在5自治体と単独の災害支援協定を結んでいる。25年度のことしは、前半の段階で酒田、それともう1つ、男鹿、2つ加えて7自治体とも協定を結ぶようになっている。5

自治体と既に結び、2自治体がことし結ばれる、合計7自治体に及ぶということなんでびっくりしました。あんまり多過ぎねがとこう言ったら、見方によってそういうことも言えるだろう。しかし、菊地市長は自分の公的私的を問わず、交流のあった自治体に働きかけをしている。そして、日本海側に位置する自治体との協定を考えた。そして、1つ2つでなくて多いところがいいと。とりわけ天童、奈良、太宰府は、今まで友好都市を結んできている。そのままこれを災害支援協定に結びつけたというようなことでした。すると、町長は、我が町の場合、現在結んでいるのは滑川、それから夫婦町のかほ市ということになりますが、これで災害支援協定を結ぶ自治体としてはまずまずだろうと思っていますか、ふやすべきだと思っていますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今言われたとおり、にかほ市と滑川町さんと協定と。あと、愛知県の武豊町さんと去年結んでいます。（「結んだ。3自治体」の声あり）3自治体ということです。今後、前色川議員からも質問ありましたけれども、日本三景関係のつながりで、その自治体プラス、あとこれは未定なのであれなんですけれども、中国地方の市と結びたいなという考えはありますけれども、そこは対相手があるものですから、正式に話はしていないと。ただ、こちらの意思はある程度その自治体とということ追加では考えております。あと、大垣市も考えております。大垣市、倉敷市、プラス日本三景の2つの市です。ただ、対相手があるということなので、これは25年度中に町長が日本三景のほうは直接行くと。大垣市はこの間行ってきましたけれども、町長が直接あちらの市長さんと会って、今後の交流の仕方も含めて災害相互応援協定、これもどのような方向になるかということで、25年度中にある程度その団体と話し合いを行いたいという流れでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 大体わかりました。多賀城の市長が言ったように、遠くもよし、近くもよしですが、やっぱり宮城県の場合は、私が前から言っている日本海側の自治体にターゲットをつくって折衝をしている。市長みずからが訪問したり電話をしたりして7自治体ができ上がっているということでした。私も、今の見解を聞いて、副町長の答弁を聞いて少し大きな気持ちで、少し気持ちが明るくなりました。ですが、日本海側は近いわけですから、近いところの交通の至便のよい日本海側の市町村については、対象外で理解していいんですか。ぜひ対象にさせていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 対象外ではないんですけれども、今のところは日本海側は秋田県のかほり市さんということで、山形県の県内の自治体のところ、新潟とかそのところは今のところ考えてはおりませんけれども、それがあらかどうかというのもまだ未定ということで、先ほど話した自治体とまず話を進めていきたいと。ただ、余り多いのも、高橋辰郎議員が思うように、余り多ければいいというのではないと。じゃ、少なければいいのかと、いろんな考えがありますので、そういうのも考えていきたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 大体考え方はわかりました。ただ、要望としては、ぜひ日本海側を考へてほしいと。至近距離のところは検討してほしいと思ひます。今副市長挙げたところは全部遠い。いかに道路事情がよくなり、交通、輸送手段が整っているとはいえ、近くが一番、遠くの親戚よりもという言葉にあるとおりだと思ひます。ぜひ検討はしてほしいと、これは注文しておきたいと思ひます。

それから、私、隣接を歩いて感じたんですが、正直私も滑川町の例に限らず、我が町の災害支援協定の動き、余り知りませんでした。情報が余りなかったです。そして、協定に行くときも知りませんでした。これでいいのかというふうには実は少し意外に思っておりました。こんなことではいけないなと思ひていました。ところが、多賀城の事例、隣の利府の事例、または東松島市の事例を見ても、ああいう状況下の中でやっぱり町長、もしくは市長、副市長、そして担当ポジション総務課長、もしくは部長などが行ったりして調印してくるんですね。それを聞いて、ああ我が町の場合も、そういう事情下でやむを得なかったんだらうなというふうには思ひて、この辺は自分で納得できました。ですが、やっぱり連絡ぐらいいただきたかったなと思ひていますが、これは私のひがみに聞こえますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに、滑川町さんとは町長プラス課長とか担当課長、武豊町さんは私が行って協定の締結をしておりました。去年の議会からの質問の中でも、同じような話が出ました。武豊さんと滑川さんのほうで執行部だけでいいのかということがありますので、今後、下準備とかそういうのは行政のほうでということですが、正式な締結の場合には議会の議長さんとも相談して、そういう協定の場、いろんな場では議会も一緒にということで、この間もそういう質問を受けて考へております。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） はい、わかりました。終わります。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を15時25分といたします。

午前3時15分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

1番緑山市朗議員、登壇願います。

〔1番 緑山市朗君 登壇〕

○1番（緑山市朗君） 1番緑山でございます。

通告どおりに質問をさせていただきます。

1問目、あすにでも大地震、津波が発生した場合の対応体制は、2年前と比べてどう進んだのかということについてご質問をさせていただきます。

東日本大震災から満2年が経過いたしました。震災の記憶が風化しつつあるという言われ方がされつつありますが、私自身は当時のことを今でもまだありありと思い浮かべることができます。私だけではないと思いますが、混乱とパニックが生じ、やまない余震に常時本当に恐れおののいて毎日を過ごしました。しかし、全てにおいて未経験の事柄ゆえ、初動においてもたつきはあったものの、国からのまずまず応分の予算がついて、この2カ年で復旧もある程度進み、また復興事業もいよいよ本格的に緒につこうとしております。復興交付金による避難路、避難場所、避難施設、備蓄倉庫等々の整備が今後3年間で予定どおり完了すれば、本当に防災・減災の体制が整うと考えられます。また、それについて町民も大いに期待していると思いますし、整備が完了すれば大いに安心もすると思います。

さて、去る2月15日の東日本大震災復興対策特別委員会におきまして、津波避難計画の暫定版が提示されました。当日の阿部危機管理監からの説明は、13時から13時20分までのわずか20分でありました。この津波避難計画暫定版を後日詳しく読んでみました。全部きちんと読むのに約半日かかりました。事実分析やアンケート調査結果の分析に基づいたシミュレーションによる極めて詳細な計画で、私個人としては大いに評価させていただきたいと思います。策定に当たった関係職員の皆様に敬意を払う次第であります。

ただ、この計画が説明されましたとき、議員からは全く質疑はありませんでした。この内容が複雑な計画ですから、当日とっさに質疑をしろというのは無理な話で、できれば事前配付をしてほしかったと思います。

この津波避難計画では、地震・津波の発生について、休日の日中、そして観光客の繁忙期を想定して、どこの地域の誰がどこへいかに避難するか、またできるかが詳細に示されており、この計画どおりに避難が実行されれば、本当に犠牲者も出ないであろうと考えられます。

大橋町長は、先日、施政方針の中で、「常に想定外を想定して防災対策を行う」と言われました。去る12月7日にも震度5弱の地震が起きました。町民は、3年後の防災・減災のための整備に期待しつつも、万が一あすまた2年前のような大地震・津波が発生したらどうしよう、再び2年前のようなパニックに陥るのではないかと、それを常に心配していると思います。

そこで、万が一あすにでも大地震・津波が発生した場合、町としても、当然2年前の検証を踏まえ、2年前とは異なるより進んだ対応のための体制整備がなされていると考えます。

質問通告に従いまして、以下その細目について質問させていただきます。14項目掲げておきました。全部まとめて質問をさせていただきます。後ろの今野議員の時間を減らさないために、基本的に再質疑はしないつもりですので、私が、また町民が安心できる、そのようなご答弁をお願いしたいと思います。

1つ目、避難路及びその渋滞緩和についてということですが、津波避難計画の9ページに3.11の際の町内各所の渋滞箇所が記載してあります。復興交付金による原則6メートル幅員とする避難路整備は未着手で、道路事情は2年前と全く変わっておりません。まして地盤沈下により浸水地域は拡大するであろうと考えられ、車を失うことを恐れるという理由もあるかと思いますが、先日の河北新報に掲載してありましたが、徒歩よりも車で避難する割合が多いと。2年前、私の近くの独まんさんから新富山へ登る道路の新富山手前の狭隘部分、幅員3.8メートルのところが大渋滞し、放置状態が数日間続き、緊急車両等の障害となりました。あすにでも万が一大地震・津波が発生したら、どのように対応なさるのかお聞きしたいと思います。

2つ目、避難場所とその周知ということですが、津波避難計画の中に避難誘導計画としてある地域の何百人が何分である1次避難先、すなわち避難場所へ避難する。また、別な地域の何千人が観光客を含めて何分である避難場所、避難できるか、そしてそれぞれが次に2次避難先、すなわち避難所へ移動するかということが詳しく書いてあります。2年前の経験で大体どこへ避難すればいいのか町民はわかっていると思いますが、私の近隣でも新富山から夜はホテル新富さんへ、また別な人は瑞巖寺裏山から夜は陽徳院へというふうに避難しました。このように二手に分かれてしまいました。そういう状況がいろんなところで発生したのかな

と思います。そうしますと、あの隣のお宅の人はどこへ行ったのかと、お互いにわからないという状況が発生しました。避難誘導計画にありますように、大体この地区のこの人たちはどこへ、またある地区のあの人たちはどこへというふうに、大体地域ごとに避難先の徹底周知が必要ではないかなと思います。2年前に夫婦離ればなれで避難した私の近隣の方がお亡くなりになりました。地域地域でお互いに安否確認をするためにも、1次避難先の周知徹底が必要と思いますが、これについてお聞きをしたいと思います。

3つ目、避難施設とその運営について。2年前の発災当日の夜、私と色川議員は、2人で松島海岸地区のあちこちの避難所を何度も翌日まで巡回して歩きました。そして、私どもが被災現場を見た、見聞きしたことについて、避難所へ行っていろいろご報告、ご説明をしました。避難所にこもりっ放しの人たちは、全く情報のない中不安に過ごしておりましたので、少しは喜んでいただいたと思っております。見て回った限り倒壊した建物はないと、水はこの辺まで引いた、そういう状況を定期的に2人でお知らせしてまいりました。観光客の方々からは、あそこの駐車場に置いた車はどうなっているかと、乗ってきたバスはどのような状況になっているかという質問攻めにも遭いました。ただ、避難した皆様のうち、言ってしまうと烏合の集団という状況になっておまして、少なくとも海岸地区の避難所におきましては、行政員さんに失礼になるのですが、行政員さんが一般の人々と同じような避難生活をして、情報伝達をしたとか避難所において何らかの取りまとめをしたというそういう形跡は感じられませんでした。避難所におけるある程度の自治とといいますか、いざといった場合の行政員さんの役割、またリーダーシップをとる方の役割等々、明確にしておく必要があるのではないかなと思いますが、お答えをお願いします。

次に、安否確認と救出・救援体制ということですが、津波避難計画に自助・共助・公助と記載してありますが、このそれぞれ三者の責任の分担と所在、これをある程度明確にしておくべきではないかと。例えば婦長さん、行政員さん、民生員さん等々の役割を事前に明確にしておくべきではないかなと思いますが、お答えをお願いします。

5番目、水、食料、生活必需品の供給ということですが、これを万が一あすにでも地震・津波が発生したとき、その供給体制は果たして整っているのかどうかお聞きをしたいと思います。

6つ目、避難生活のための備蓄。地震が発生した日、私の近隣の松島保育所の子供さんたち、先生方と一緒に、また町民もですが、保育所の上の日吉山王神社に1次避難をいたしました。暗くなって、寒くて不安で泣き出す子供さんたちがたくさんおりました。ろうそくがないか、

毛布がないかというお話をいただいたんですが、私どもではいかんともしがたくて、何とかろうそくだけは瑞巖寺からもらってお届けしました。最低そういう場合の毛布、ろうそく、それから灯油、石油ストーブ、簡易食料などの町内の各予定避難所への配備状況は、現在今時点でどのようになっているのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

7番目、非常用電源と燃料についてですが、予算化されておりました発電機等の設置状況は現在どうなっているのかお聞きをしたいと思います。

それから、8つ目、災害情報の伝達ということですが、何度も話が出ておりますように、現行の防災行政無線が聞き取りにくいと、間延びした言い回しで全然緊迫感がないと、そういう町民の批判がたくさん多いわけですが、これに対してはどのようにお考えでしょうか。また避難場所、避難所に対しての災害対策本部の情報の伝達の体制は現在どのようになっておりますでしょうか。

9番目、自主防災組織についてですが、毎年度の議会へ提出されます成果説明書を見ますと、自主防災組織の組織化がほとんど進んでいないという状況なのですが、この組織化の勧奨についてどのようになっておりますでしょうか。

10番目、ボランティアの受け入れ体制についてですが、発災、震災の際に町と社会福祉協議会とのボランティアの受け入れ派遣について不協和音が生じたと聞き及んでおりますが、この受け入れ体制の受け入れについての責任と権限のあり方を整理しておくべきだと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

11番目、義援物資の受け入れ体制と配分。これも、町と社協等々の責任と権限のあり方を整理しておくべきだと思うのですが、現時点でどのようになっておりますでしょうか。

12番目、災害対策本部のあり方ということですが、私どもの議会報告会で災害対策本部の発災当時応急体制にもどかしさを感じたという声をお聞きしております。果たしてあす万が一大地震・津波が発生した場合、災害対策本部の体制、その設置方は大丈夫なのでしょうか、お聞きしたいと思います。

以上に関連しまして、防災訓練についてであります。津波避難計画の2ページに昨年11月17日の防災訓練の参加者数がまとめてあります。平均10数%、参加率、決して多いとは言えない数字であると思います。11月17日の前日と前々日に私は個人的に避難訓練のチラシをつくりまして、近隣の松島8、9、10、11、12部、約300世帯に避難訓練のご案内をしてみました。それで、手前みそですが、参加率が一番高い14.3%になったのではないかと勝手に思っております。この防災訓練、避難訓練に関しましては、地域によって参加への意識、温

度差があり、地域によって整然となされたところ、そうでないところがあると聞いております。この防災訓練についての成果、課題、反省点についてお聞きしたいと思います。

また、この防災訓練は、震災から2年近くになって行われたわけなのですが、今後どのような頻度で実施されるのかお聞きしたいと思います。

最後に、津波避難計画は、25年度策定予定となっておりますが、25年度に策定できるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから、地域防災計画、これは平成25年度以降策定と記載してありますが、その策定の見通しについてお聞きをしたいと思います。この従前の地域防災計画書、大きく2つに分類されておりまして、災害予防計画と災害応急対策計画の2つに分かれております。私が見る限り、その内容におきまして、前者の予防計画に記載されるべきものが後者のほうに記載されてあったり、またその逆であったりして、混乱しているように見受けられます。論理的に整備すべきであると思われませんが、いかがお考えでしょうか。

以上、細々お聞きしましたけれども、ご答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 大地震・津波が発生した場合の対応体制でございますけれども、この前の大震災を教訓としまして、現在、避難場所、避難所及び備蓄倉庫並びに耐震性貯水槽の設置等のハード事業を進めるとともに、ソフト事業では防災無線の個別受信機の設置に続き、安全・安心メール及びエリアメールでの情報発信並びに避難所運営マニュアル等作成中でございますので、こういったもので現段階においても対応できるようなまちづくりというのは考えてございます。

なお、来年度から防災専門監というものを設置して、防災関係の行政、またあとは自主防災組織の強化、そういったものに取り組んでいきたいなというふうに思っております。

また、ご質問の中にもありますけれども、自主防災組織の充実というのは、これはかなり重要な課題だというふうに思っておりますので、この辺を充実していきたいと思っておりますし、また各自主防災組織の中にはこの前の震災を契機にして、活動内容であるとか、避難のマニュアルであるとか、独自におつくりになっているところもありますので、そういった点では2年前と比べれば明らかに進歩しているというふうに言えると思います。

なお、各項目につきましては、危機管理監から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） それでは、番号順に説明させていただきたいと思

います。

1 番目の避難路及びその渋滞緩和策でございますが、避難路及び渋滞緩和につきましては、交通の方法に関する教則におきまして、避難のために車を使用しないことから、津波から避難するためにやむを得ない場合を除き車を使用しないことに見直されておりますが、現実的には自動車での避難が考えられておりますし、また町でも災害時要援護者等に限り車の避難等を想定しながら避難路の整備を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、渋滞緩和でございますが、1次避難につきましては、あくまでも生命を守るための避難でございますので、徒歩での避難を防災訓練等を通じながら、事あるたびに働きかけていきたいと考えております。

次に、避難場所とその周知でございますが、避難場所につきましては、避難を開始しましてから徒歩で30分で1次避難が完了するような形での避難場所の整備を今現在進めております。

また、津波避難マニュアルを今現在作成中ではございますが、それにあわせまして住民説明会を開催していく予定でございます。その中で避難場所とその避難方法を各行政区の皆様へ周知してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、3番目の避難施設とその運営でございますが、情報収集と伝達再生につきましては、2次避難場所につきましては個別受信機を全て設置してございます。

また、あと、避難時運営マニュアルを現在今作成中ではございますので、その中で管理責任者、連絡員等の配置を考えていくというふうに考えております。

次に、4番目の安否確認と救出・救護の体制でございますが、高齢者、障害者等の災害弱者から本人の同意を得まして、災害時要援護者台帳の整備を今現在町民福祉課と協議しながら進めてございます。その台帳を自主防災組織、あと例えば民生委員さん等の地区組織の方々と共有しながら安否確認と救出・救護が、自分の地域はみんなで守るという共助が機能するような体制の整備を進めて考えております。

5番目の水、食料、生活必需品の供給と6番目の避難生活のための備蓄、関連しますので一括してお答えさせていただきますが、水につきましては、震災を教訓といたしまして、各避難所へ300リットルの給水タンクを配備してございます。自主防災組織等の地域の協力を得ながら給水活動を実施してまいりたいというふうに考えてございます。あと、食料、生活必需品の備蓄につきましても、国の復興交付金で備蓄倉庫7カ所の調査設計費が認められておまして、また備蓄品につきましても、備蓄倉庫の建設にあわせて申請してまいると。あと、現在手樽の交流センターにおきまして、前の震災で有効期限の切れないものについて、あと

有効期限のないものについてはある程度の数を備蓄しておりますので、備蓄倉庫完成まではその中で対応していきたいというふうに考えてございます。

次に、7番目の非常用電源等燃料でございますが、震災を教訓といたしまして、平成24年度におきまして発電機68台を購入してございます。その発電機につきましては、避難所及び公共施設へ配備しておりまして、燃料につきましても、大型発電機を配備しておりますから、町内給油所さんのご協力をいただきながら、災害対応車両及び避難所への燃料を供給してまいりたいというふうに考えてございます。

8番目の災害情報の伝達でございますが、災害情報の伝達の整備といたしまして、平成23年度に避難所及び公共施設へ個別受信機23台を設置してございます。また、平成24年1月からは、安全・安心メールを配信させておりますし、平成25年4月、来月からになりますが、エリアメールに加入しまして情報を発信してまいるといような体制をとっていきたいと思っております。

9番目の自主防災組織になりますが、先ほども町長が答弁しましたとおり、来年防災専門員ということで配置いたしまして、人口密集地域の中で組織率として結成率が低い地域、松島、高城、磯崎を重点的に、あと巡回しながら、あと自主防災組織の結成を呼びかけていくというふうに考えておりまして、現在の結成率は51.28%ですが、この数字の引き上げに努力してまいりたいというふうに考えてございます。

10番目のボランティアの受け入れ体制、あと11番の義援物資の受け入れ体制と配分、関連しますので一括してお答えさせていただきますが、ボランティアの受け入れ体制につきましては、大規模災害時における災害ボランティアセンター設置及び運営に関する覚書を松島町社会福祉協議会さんと取り交わしておりまして、ボランティアの受け入れ及び活動につきまして、社会福祉協議会さんの協力をいただきながら、あと実施に向けてお願いしてございます。

また、あと義援物資等の受け入れ体制と配分につきましても、東日本大震災におきましては、全国から多くの励ましとともに多数の救援物資が寄せられております。物資の受け入れ、配分につきましても、社会福祉協議会の協力を受けながら実施しましたが、今後につきましても、より効果的な配分となるよう社会福祉協議会さんと協議しながら実施してまいりたいというふうに考えてございます。

12番目の災害本部のあり方でございますが、災害対策本部につきましては、日ごろより災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を今現在作成中でございますので、災害時に的確に実施できるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、13番目の昨年11月17日の成果と及第点でございますが、先ほど議員から指摘のありました計画書に記載している参加人数、あの人数につきましてはアンケート調査を行った場所での参加人数でございます、町で捉えた参加人数につきましては、震災後初めての訓練ということもございまして2,407人と多くの住民が参加するなど、防災意識の改善が図られてきたのかなというふうにも考えておりますし、海上保安部のヘリコプター等、新たな関係機関の参加が得られたことが成果として町としては考えております。

反省点といたしましては、図上訓練におきまして、被害想定が付与件数が少なかったかなと。従前の訓練の域を超えられなかったことや社会福祉協議会との炊き出しやボランティアの受け入れ体制等、実態に即した訓練ができなかったということが反省点として考えてございます。

次に、津波避難計画以外の地域防災計画の策定の見直しでございますが、津波避難計画以外の地域防災計画の見直しにつきましては、松島町全体では地震・津波以外にも、河川の氾濫、大雨の内水排水問題、土砂災害等、ああいう災害の発生を考えておりますので、災害時に的確に機能できるような地域防災計画の見直しを進めてまいりたいというふうに考えておりました、時期でございますが、津波避難計画につきましては、県の津波シミュレーションが示された段階で完成しますので、25年度内に完成いたします。

あわせまして、地域防災計画につきましても、25年度中の完成を目指して努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 地震が来たら、また津波が来たら、何をなして、またどこへ避難するか、そして避難生活を送らなければいけないとすれば、どこで、そしてどのような備蓄があるかといったようなマニュアル、先ほど課長も言われましたけれども、そのようなマニュアル、パンフレットのようなものをできれば早急につくっていただきまして各戸に配布しておいたらいかがかなと思うんですが、そういうことによって地震・津波に対する意識の向上、啓発につながるのではないかなと思います。

それで、変更すべき内容が出たらどんどん改定版をつくると。どんどん各家庭に配布するという体制をとったらいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 津波避難マニュアルにつきましては、今現在原案を作成中ございまして、さっきお話ししましたとおり、県の津波シミュレーション、それ

を待ちまして、松島町の浸水区域が確定してまいります。それとの整合性もございまして、それが見きわめられた段階で全戸配布していきたいというふうに考えてございます。以上で
ございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） わかりました。

じゃ、2問目に入らせていただきます。

本町の学校教育の振興についてということでございます。

手元に松島の教育24年度版、それから松島町教育委員会行政点検評価報告書24年度版、そして本年3月策定の松島町教育振興基本計画を手元に用意してあります。これを開きながら質問させていただきます。

学校教育といいますのは、私見では、1つ、児童生徒、2つ、教職員、3つ、学校施設、4つ、教育委員会、この4つの要素から成り立っていると考えております。今般策定されました松島町教育振興基本計画における学校教育に係る部分について、上記4要素、それぞれについてお伺いをしたいと思います。

1つ目、児童生徒についてですが、まず学力向上の問題ですが、松島町の教育レベルというのが昔から県内でもそれほど高くないと言われております。現在、学力テストが実施されていないという状況で、本町の児童生徒の学力というものを正確に測定できないとは思いますが、本町の小中学生の学力レベルというのをどのように認識されておられるのか、それをお聞きしたいと思います。

教育振興基本計画の9ページに1日当たりの読書時間という統計資料がございます。全国と比較しましても、宮城県と比較しましても、非常に読書時間が少ないと。これも本町の児童生徒さんの学力レベルが高くない一因ではないかと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

また、振興計画に記載はありますが、学力向上を図る方策、それ具体的にどのようにしていったら学力が上がるのか、それについてお聞きをしたいと思います。

次に、不登校といじめの問題です。

振興計画の13ページにこのような記載がございます。「小中学校においては、虐待の疑いや複雑な家庭環境を要因とするものも多く、心のケアに努めるとともに、家庭や地域、警察、保健福祉、医療関係者との連携が一層重要である」というふうに書いてあります。これほどの強い言い方で記述しなければいけなかった本町の不登校やまたいじめ、それが現状なのか

と思って愕然といたしました。このページに不登校児童生徒の現状という統計表があります。平成21年度、22年度、23年度、松島町はいずれも国・県と比べまして1.5倍から倍ぐらい不登校が多いと。これも、私もびっくりいたしました。その理由、また原因についてどのように把握されておられるのか。また、具体的な解決策についてどのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

それから、2つ目、教職員について。

○議長（櫻井公一君） それではちょっとお待ちください。ここで1つ切ります。それでは、学力向上と不登校等についての答弁を求めます。小池教育長。

○教育長（小池 満君） 課長のほうからお答えします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、今議員のほうからご質問がありました学力向上に関しての具体的な施策というのを教育委員会としてはどう考えているのかということでのご質問なんですけれども、教育委員会といたしましては、平成25年度、今年度から学び支援事業というものを実施していきたいと。いわゆる一人一人の子供たちに直接指導していくという考え方で、学校の放課後に町で採用しました指導主事並びに教職の資格を持った先生方に各学校に入っただいて、放課後子供たちが宿題等をするに当たっての直接的な指導、それからわからない部分の解析、そういったものを子供たちに直接アドバイスをしていきたい。また、そういった先生方を利用するというか活用いたしまして、学校で抱えている実際問題何があるのかとか、それから特別支援で今どういった問題が起きているのかとか、そういったことについても、一緒に先生方の中にも入って行って、そういった形を実際に取り上げていきたいというふうに思っております。

全国学力テストでは、中学校に関しては全国平均を多少上回っております。ただし、小学校の部分については、まだ低い部分がございますので、そういった部分についても、今回新たな学び支援事業を通しまして、その辺に視点を置きまして、各学校等を回ってその辺の指導にも入っていきなというふうに思っています。

それから、不登校なんですけれども、今現在松島町には9名不登校がいらっしゃいます。この不登校なんですけれども、小学校が2名、中学校が9名ということなんですけれども、ほとんどの子供たちが何らかの家庭での影響が大きいということが各学校から報告はされております。例えば、家庭の中でなかなか親の愛情がうまくいっていない家庭もあります。それから、家族構成の大変複雑な家庭もあります。そういった観点から、ついに人と接するのが苦手な

なってしまうたりとか、そういった子供たちが多々見られております。そういったことにつきまして、今回の町独自の指導主事を持つことによって、そういった中にも入っていききたいというふうにも思っています。極論から言えば、最終的には家庭訪問したいというふうに、学校の協力もいただきながら、思っております。

そして、子供たちが安心していられる居場所づくりを考えて不登校対策に入っていけたらいいかなというふうに今考えておまして、今回のこの学び支援事業、先生方には早速4月には1回打ち合わせをさせていただいて、実際には5月から行動していただきたいなというふうには思っております、きょう当初予算お認めいただいたということもございますので、早速この辺を本格的に進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） じゃ、2番目の教職員についてであります、教育振興基本計画にはほとんど記載がないわけなんです、私も実は若いころ学校の教員の経験が少々ありまして、そのとき思ったのは、若い22、23歳の大卒のほやほやの先生が学校へ就職すると基本的にはすぐクラスを持たされると、クラス運営を任されるというのが大概のケースだと思うんですが、これは例えば民間会社だとすれば、少々の研修を受けてすぐ会社の営業所を1つ任せ、持たされるようなもので、これは大変なことだろうなと感じております。

あるホテルの支配人から聞いた話なのですが、宴会のときに一番酒癖の悪くて乱れるのは、そのビッグスリーは警察官と銀行員と学校の先生だという話があるんですが、それだけストレスがたまる職業だろうと思うんですが、それで本町において、学校の先生方の中で鬱病になったり、ストレスから鬱病になったり、それから学級経営がうまくいなくて休暇をとったり、また退職したり、そのようなケースはないのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、松島の教育の17ページの小学校教育の2 具体的施策のところの1 教職員の研修の充実についての次に、2 教職員の資質の向上というところに、「(2) 綱紀粛正の一層の徹底」ということが記載してあります。昨年12月にいただきました平成24年度版の教育行政点検評価報告書33ページにも同様の記載がございまして、学校の先生方、特に小学校の先生方に綱紀が緩んでいるのではないかというふうに取り取れるんでありますが、これについてご所見をお聞きしたいと思うんです。教職については以上なんです。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。小池教育長。

○教育長（小池 満君） お答えを申し上げます。

町内の教職員でいわゆる心の病であるとか、あるいは指導力の問題で休んだりしている教職員はいないのかということでございますけれども、今のところ1名休養をとったという職員がおりますが、この新学期から復帰する予定でおります。

それから、綱紀粛正の徹底、小学校教員を指しているのではないかという趣旨のお尋ねだと思いますが、これは本町においては、小学校ということではなくて、いずれ統計的には、県教委のほうから小学校に限らず例えば中学校の体育の教員が危ないとか今までの傾向分析として言われていることはありますが、それに該当するような例は本町にはありません。したがって、綱紀粛正という言葉は非常に厳しい言い方になりますが、こういった面では十分本町の教職員を信頼していただいてよろしいというように断言できると思います。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 3つ目、学校施設に関してですが、教育振興基本計画には14ページですが、耐震工事、それから災害復旧工事、防災教育、ICT整備について述べられております。また、これしか述べられておりません。

一方、教育行政点検評価報告書には、パソコンの配備、バリアフリー化、エレベーター設備、教材の充実等々の必要性が記載されておりますが、学校施設の整備につきまして、総合的なお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。小池教育長。

○教育長（小池 満君） 学校環境として望ましい姿というのは、それぞれ実態に応じてあるだろうというように思います。大都市部も、あるいは農山村部も、また本町のような町の理想的な姿というのは、皆等しいものではないというように思います。したがって、本町の子供たちの実態、それから親の要望も当然ありますが、それに応じた環境づくり、施設面での充実を図っていききたいと。現況からすれば、そういった観点から著しく違背をしているとか、それにその要望等に応じていないというふうには認識しておりません。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 4つ目、教育委員会についてですが、本町の教育委員会は、小池教育長を含め5人の先生方が一生懸命本町教育のためにご尽力をなさっておられると思います。教育振興基本計画には、この教育委員会につきましては全く記載はございませんが、教育行政点検評価報告書の1ページから5ページにわたる記載してはございます。その5ページなんです、活動記録が載っております。また、2ページに教育委員会は、学校訪問により教育機関の授業実施状況の確認云々と記載してございます。5ページを見ますと、前年度は5月

に1回だけしか学校訪問をしておられません。教育委員会として、もっと教育現場の現地調査というものをする必要はないかと思うわけですが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。小池教育長。

○教育長（小池 満君） わずか5人ではありますが、そのスケジュール調整も大変難しいところもありますし、現場を掌握し、現場を指導するという事務局としての役割は私教育長に一任されているという形の制度でありますので、教育委員会においては、必ず子供たちの実態、それから現場、学校の様子、これを報告することになっております。実際にそれを励行しております。それにかわって、さらに視察の精度を高めるために必要に応じて教育委員さん方には実際に足を運んでいただくと。場合によっては、学校を訪ねて給食等の試食をして、その状況なども確認をしたりしております。まだまだおっしゃるとおり教育委員が足を運んで現場の状況を見る必要はあるかとは思いますが、極端に不足というふうにも考えてはおりません。今後、教育委員会の1つの課題として、さらに充実をさせていくように努力をしたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 最後に、大橋町長にお聞きしたいんですが、大阪の橋下市長が教育委員会を行政傘下に入れるということをおっしゃっているわけなんです、教育の独立性の確保と行政事務執行の合理化という相反するところでせめぎ合いが起こるであろうと思うんですが、このことに関して、また本町の教育委員会のあり方に関してどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これまで長い間培われてきた制度でございますので、いいところ、悪いところはあるのだろうというふうには思っておりますが。私は基本的には今の制度の枠組みでいいのであるというふうには思っています。ただ、直すべきところは直していくんだろうなと思います。大阪の橋下市長と比較されると、ちょっと私としては困ります。

○議長（櫻井公一君） 緑山議員。

○1番（緑山市朗君） 失礼いたしました。松島の教育レベルを向上させる、松島の教育を大いに振興させる、学力向上も推進するということによって、松島は教育レベルの高い町だということになれば定住促進にもつながるであろうというふうにも思います。教育は国家百年の大計という言葉もありますが、教育は松島町百年の大計でもあると思っておりますので、復旧・復興が今最も大切な時期であります、教育振興についても大いに力を入れていただきたいと

思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 1番緑山市朗議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を4時30分といたします。

午後4時19分 休 憩

午後4時30分 再 開

○議長（櫻井公一君） 一般質問を続けます。

なお、きょうの会議につきましては、時間の延長も考え進めていきますので、よろしくお願
いいたします。

それでは、16番今野 章議員、登壇願います。

〔16番 今野 章君 登壇〕

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。

きょうは、ワーキングプアをつくらない方策はということと生活保護費の削減に関連してと
いうことで質問をさせていただくわけでございますけれども、今の日本の働き方の問題です。
そういうことと貧困の問題にかかわって質問をさせていただくということになるんだろうと
こういうふうに思っています。今、日本の働きの状況を見ていると、労働者の大体3分の1
が非正規の雇用だということに今言われております。中でも、若者と女性に限定すると
2人に1人が非正規の状況の中で働いているというような状況だと。そして、所得の側面か
ら見ると、200万円以下の所得しかない方々が約1,000万人いらっしゃるという状況なん
です。こういう状態をやはり改善していかないと、日本の経済そのものも立ち直っていか
ないのであるとこう考えるわけであります。

現在、今宮城県の最低賃金は685円ということなんです。こういう形で非正規の形で6時間
毎日働いても、年間で150万円程度の収入にしかならない。1週間に1回休みを入れていくと
128万6,430円だということ、本当に非正規の形で働いているとこの程度の収入にしか
ならない。生活保護基準多分すれすれというような状況になっていくということではないか
というふうに思っています。

こうした働き方を改善していくということで、きょうはまず第1問目のワーキングプアをつ
くらない方策はということでの質問にさせていただいたわけであります。実際上は、行政が、
公共的団体がワーキングプアをつくらない、そのためにどうすべきなのかということでの質

問としているわけであります。

最近、この公共工事の中でも、入札の透明性や公平性を高めるとこういうことで一般競争入札これが導入されているわけでありますけれども、この一般競争入札が導入されることによって、時として安かろう悪かろう、適正な工事が行われないというようなこともあるというふうに言われているわけであります。

また、最近の新聞報道などでも、東日本大震災の復興事業が本格化する中で入札の不調であるとか、重層的な下請構造の中でピンハネが横行しているという報道もございました。結局末端の業者の方が赤字覚悟での仕事や労働者が低賃金で働かされるとこういうことにつながっていくわけであります。そして、いわゆるワーキングプアと言われるような働き方をせざるを得ないようになっているわけで、こういう状態を改善する、このことが求められているというふうに思います。

こうした事態を改善するためには、公共工事や公共サービスを発注する公共機関と受託をする事業者の間で生活できる賃金を初め、人間らしく働くことができる労働条件を確保する労働条項を定めた契約、これを行う必要性があると。いわゆる公契約条例というものの制定が必要ではないかというふうに思います。

2問目の前にも書いてありますが、この公契約条例につきましては、国連のILO、このところでも条約としてございまして、日本はまだ批准をしておらないわけですが、働く者のそうした労働条件をきちんと確保するという観点からそういう条約もございまして。日本では、今から6、7年前だと思いますが、千葉県の野田市で初めてこの公契約条例が制定をされております。

そして、そうした公契約条例の制定などもあって、日弁連として2011年4月14日には公契約法、公契約条例の制定を求める意見書とこういうものを出して、国や地方自治体に公契約条例の制定を促進するよにということでの意見を出しているという状況にもなっているわけであります。

ぜひこうした公契約条例を制定して、行政自体がワーキングプアをつくらないという体制をとっていく必要性があるのではないかとこのように思いますので、公契約条例の制定について今現在町としてどのように考えているのか、その点を最初にお伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、全体的なお話として、ワーキングプアの問題についてですけど

も、今野議員は継続的にこの問題についてお考えいただいて、さまざまなご質問をいただいているわけですが、私自身もこのワーキングプアの問題、一体どうなんだろうということは、個人的には大変考えているところもあります。どうも今の経済的な仕組みとこれは構造的に結びついているような感じがしまして、なかなか単純にはいかないのかなというふうな気がしております。学術的な研究も、マスコミで騒がれている割には、どうもメカニズムが研究されていないような気がしますので、その辺はしっかりしてほしいなというふうに思っているところでございます。

直接的なご質問にお答えするわけですが、質問書の中にありましたピンハネ業者とかそういったものが横行しているというふうな報道があるということで、私も町内で確認はしてみたんですが、町内ではそういった話は出ていないと。何らかの事実があれば、必ずそういうのは漏れるものでございますので、今のところ松島ではないのかなというふうに理解しています。

ご質問の公契約条例でございますけれども、労働者の賃金の基準額を定めて、その支払い状況の確認などを行うために報告義務を課して一定の賃金の確保とその確認を図ることが趣旨と理解しております。方向性としては、そういったものが望ましいというふうには思います。

しかし、一方現実には、この震災復興に関しまして、工事業者の不足が叫ばれておりまして、また宮城県内の自治体においても、このような条例が制定されていないというようなことからしますと、今の段階ではちょっとやりにくいのかなと、難しいのかなというふうに思っております。

ただ、何も検討しないということではなくて、ことし1月に入札監視委員会から意見・要望がありました低入札価格の件を検討する中で、いずれ条例の制定へと結びつくものかなというふうに考えております。

なお、その概要については、担当課長から答弁させます。

○議長（櫻井公一君） 舘山財務課長。

○財務課長（舘山 滋君） それでは、私のほうから、ワーキングプアと低入札価格の問題は関連性がありますので、まず入札監視委員会から意見がありました最低制限価格のあり方をまず検討して、その後条例制定について検討していきたいという考えでございます。

それで、まずこの低入札価格の問題につきましては、本町においては工事請負契約に係る最低制限価格を設ける場合の基準及び業務委託契約に係る最低制限価格を設ける場合の基準を

制定し、平成22年4月1日から施行しております。

これによりまして、最低制限価格は、工事の場合は予定価格の約70から75の範囲内ぐらいでありまして、業務委託は予定価格の50%になっております。

また、業務委託においてこのような最低制限価格を設けているのは、近隣市町では今のところ仙台と松島町のみというふうに聞いております。

それで、町長が述べました入札監視委員会からの意見要望の内容であります。業務の中で労務賃金だけで大体決まるような業務に関しては、町で決めている最低制限価格にこだわらず、最低賃金との兼ね合いで柔軟に、例えば清掃業務委託の場合は最低制限価格を引き上げるなど、身に合った形で基準をつくったほうがいいのではないかというご意見でございました。実態に合った形で賃金単価が業務委託費の割合をどのぐらい占めているかと、それに基づいて労務単価、いわゆる最低制限価格を決めたらいいんじゃないかという話でありました。この意見に関しましては、予定としましては新年度から検討に入るという予定にはしております。ただ、求めるほうは楽なんですけれども、実態としてやる側としては、業務の内容や業務に従事する方の資格の有無、さまざまな要件で分類・区分して適正金額などを設定していかなきゃならないと。このため膨大な結構手間暇かかる作業が出てくるだろうということで、結論を得るためにはそれ相応の時間がかかるのではないかなとは思っております。いずれにしても、このような問題を解決をしていけば、条例制定のほうに結びつくのではないかなとそのように考えてございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 最低制限価格ですか、それとの兼ね合いでということのお話だということで、町の契約がワーキングプアに結びつかないような方策としてそのことを考えているということでもありますので、町としてもそういうつくらない方策ということでの考え方で進もうとしているということは理解をするわけでございますけれども、やはり最低賃金とのかかわりで物事を考えていくと、どうしても先ほども冒頭で言いましたけれども、収入そのものが極めて低い状態に押さえ込まれてしまうというようなこともございます。これはいろいろ委託の内容も含めて関係してくるので、簡単に言えないということは私もわかるんですけれども、やはり一定程度の収入がきちんと保障されていくためのものとしてそういうものも設定していかないと、条例はつくった、しかし本当の意味で機能したのかということはどうなのかということになってくるのではないかなというふうな気がします。

それで、この2番目のところにも書いておきましたけれども、例えばこの函館市の土木部長

名による「適正な工事の施工」ということでの「工事、委託施工上の留意事項」というこの文章をつくって、その中にも、これはたしか9項目だか10項目あるんですけども、その中の3項目で「公共事業における労務単価の積算について」ということで、その中で二省協定の単価を示して、これに基づいて適正な賃金の支払いをしなさいという指導もしているわけですね。だから、いわゆる公契約まではいかないんだけど、そういう、まあ函館は部長さんですから、部長でのそういう文書も出して業者に対する指導も強めているというようなこともあります。ですから、そういったことも、私は条例をつくるということもあると思うんですが、それだとやっぱりいろいろ設定上考えなくてはならないということも出てきて時間がかかるということもあるので、こうした町の指導上のそういう文書をつくって早く対応できるようにするというのも可能なのではないかなと思ってここに書いたんですが、そういったことについては、どのように考えておられるかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 函館市の実例ということで、よく私もわからなかったんです。質問でなるほどなというふうには思ったわけですけども、それにしても、やはり役所のほうでこのような文書を出すということはそれなりの根拠が求められるわけですし、また何が何でも隣近所と同じというわけではないんですが、周辺の自治体の状況とか県の状況とかも見ながらやるということが妥当な線なのかなというふうには思っているわけです。それで、この質問の中で社会保険未加入等の話というのがありますので、この辺を担当課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 文書上書かれているところなんですけれども、社会保険の未加入などに関しましては、実態的に調査したことはありません。ただ、先ほども町長が言ったとおり、いろいろ何かあれば聞こえてくるんですけども、現実的には聞こえてきていないということで、問題なくやっているのかなというふうには思っていますけれども、実態としてはわからないということでございます。

それから、文書上に書かれてありましたワーキングプアをつくり出さない方策ということで、先ほど言ったとおり、まずは低入から取り組んでまいりたいと思っています。

それから、社会保険の未加入や労基法違反という問題に関しましては、松島町だけで取り組むという次元の問題ではないんじゃないかなというふうに考えていますので、もしそういうことが社会問題的になりましたら、そういう動きが見受けられた場合は、やはり隣接と協議しながら対応策を検討していきたいと思っています。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 社会保険の関係は、実際問題私はあるんだろうなと思っているんです。今特に景気が悪いときなどはまさしくそういう状況があって、そういう状況の中でやってきたのではないかと。だから、ここの部分は、言ってみれば事業をするときに受注側に対して、そのことをやっぱり町側としてまずは確認をする作業をするということも、今していないのかどうかです。当然私はどうなんだということを確認しながら、やっぱりこれはやっていくということにすれば、可能なんじゃないかと思うんです。これが社会保険に加入しているかしていないかだけでもかなり違ってくるんだと思うんです。ですから、それ自体を町自体が事業者に対して確認をする作業をするかどうかということがあるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） どこまで確認できるかということですがけれども、多分受注者の会社自体は大丈夫だろうとは思いますが、あと子とか孫に行きますと、その方々が、どういう方が使われるのかということも不明な点もありますので、一人一人の作業員に関して確認するというのは、現時点においてはちょっと難しいのかなとそのように考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） まあなかなかこの公契約条例そのものも、まだ全国で数自治体ではないかと私はたしか思うんです。日弁連で意見書も出していますけれども、そのホームページで見たときには、まだまだ数は少ないんです、ここにも書きましたけれども。ただ、それに向かって進み始めている自治体もあるということで、我が町としてもそういうものにぜひ関心を持っていただいて、条例制定に向けて考えていただきたいなと思ったものですから、きょう初めてこういう問題を取り上げさせていただいたとこういうことなんで、これは本来であれば国がもう法律としてILOの条約を批准して法律としてつくってしまえば一番いいことなんですが、国のほうがそういう動きにならないということで、地方自治体のほうからこういう動きとして出始めているという状況なんです。ですから、そういう点では、ぜひ本町としても、これを機会にこうした問題についてぜひ考えていただきたいということだけ、まずこの問題ではお願いをしておきたいというふうに思います。

2つ目の生活保護の削減に関連してということでございますけれども、これにつきましては、今国会やられているわけですが、今度の来年度からの2013年度の国の予算で生活保護費の大幅削減ということが言われているわけでありまして。毎月の生活費でございます生活扶

助基準、これを今後3年間で段階的に670億円、率にして6.5%を引き下げようということになっているようであります。

それで、3年間で670億円生活扶助基準を引き下げるということで、ことし13年度、今度の13年度ですね、これは初年度として151億円の削減をすることということでございます。そして、さらに年末に期末一時扶助の引き下げということで70億円を削減すると。さらに、医療扶助などそういったものなどの削減を全体で450億円やるということで、13年度のベースで合わせて671億円の予算削減をしましょうということになっているんです。これだけの保護を削減することになると、生活保護を受給している方々の生活というのは、まさにこれは大変になってくると。何度もお話ししておりますけれども、消費税の増税が入ってくるということになりますと、生活保護費そのものが減って消費税が上がるという関係になりますから、本当に大変だと思うんです。私は、そういう大変な状況について国がどう考えているんだろうかというふうに思うわけです。国がこの生活保護費の基準の引き下げをすることについては、言ってみれば低所得層、生活保護を受けていない低所得層の生活レベルとこの生活保護を受けている方々の生活のレベルを比較をして、それで生活保護のほう若干収入が多い状態になっているよということでの引き下げを決めるとこんなやり方なんです。本来、生活保護というのは、そういうことではないわけですよ。これ法律ですけども、第1条で、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」ということで、この条文によれば最低限度の生活というのは、健康で文化的な生活水準を維持することができるそういう状態だということになるわけで、保護基準を下げれば予算が浮くからいいなどというのではなくて、憲法上も一人一人の日本の国民の皆様が、安全・安心、文化的な生活ができる、そのことを保障するための憲法であり、保護法にもなっているわけです。残念ながら、今お話ししたように、所得の低い部分と生活保護を引き比べて、それよりも若干高いから引き下げようという議論自体が間違っているのではないかとこう思うわけであります。

松島町は、平成22年度の国勢調査で見ると、労働者人口に対する完全失業率の割合にが二市三町の中で最も高い基準といたしますか率になっているんです。ここに書いてありますように、10.02%になっているということです。22年度です。そういう数字です。塩竈市なども結構高いんですけども、塩竈市で9.28、多賀城市で8.12です。宮城県の平均が7.79です。若い人たちが多い富谷町などは5.76ということで、富谷町と比較すると倍近い失業率ということで、

この近辺では最も高い失業率に国勢調査の結果としてはなっている。そういうことで、私は非常に松島町における生活保護の保護率、これも高くなっているのではないかとこういうふうに思っています。

そこで、まず最初にこの生活保護を受給している世帯、この状況についてどうなっているのかということをお聞きをしたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、総論的なところを私のほうからお答えしたいと思います。

生活保護費の見直しにつきましては、昨年8月に成立した社会保障制度改革推進法の附則の中で制度の見直しをすることが盛り込まれておりまして、検討が進められてきたところであるということでございます。平成25年度の国の予算審議が行われまして、保護費がことし8月から引き下げられる見通しとなったというところに議員の質問の出発点があるというふうに思います。

生活保護制度の見直しには、保護費が減額される一方で、あわせて生活保護制度の適正化及び生活困窮者の自立就労支援等を強化する事業も実施されるというふうに国のほうで言っているわけでございますので、私どものほうとしては、つまり町の行政レベルとしては、そういうことなのかなというふうに認識しているということでございます。

本町の生活保護の需給状況等につきましては、担当課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それでは、私のほうからは、本町の生活保護の需給状況につきまして説明いたします。

24年12月でございますけれども、136世帯で210人となっております。保護率は14.28パーミルとなっております。これは、1,000人当たりで出す数値でございます。宮城県の全体では11.57パーミルとなっております、県全体よりも上回っております。ご存じのとおり、我が町は仙台保健福祉事務所管内9カ町村の中でも1番となっております。県内では、仙台に次いで2番目の高い保護率となっております。

それから、世帯人員別にちょっとあらわしますと、我が町はひとり世帯が94世帯でございます。全体の7割を占めております。また、保護世帯のうち、いわゆる高齢者、65歳以上の世帯で60世帯でございます。また、18歳以下でございますけれども、子供のいる世帯にしましては15世帯でございます。

先ほども話ありましたとおり、平成25年8月から見直しになった場合を想定した場合なんで

すけれども、例えばでございますけれども、夫婦で子供2人の4人世帯では、月額にしますと1万5,000円の減額となる予定でございます。母親と子供、いわゆる母子世帯でございますけれども、これにつきましては月額3,000円の減額となる予定でございます。70歳以上の単身世帯では、これは増減はないというような形での試算をされております。

私のほうからは、本町の状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。

そして、次ですが、言ってみれば今お話ししましたように、生活保護基準の引き下げが行われるということになると、いろいろなところに影響してくるということになるわけです。厚生労働省が生活扶助基準の見直しに伴い他制度の生じる影響についてということについて2月19日にホームページに載せているわけですが、それを見ますと、就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営等、そういった費用に対して影響が出てくるということで、影響する事業・施策が全部でここに掲載されているのを数えましたら、38ございました。その中でも、我が町に直接関係するものは幾つあるかということにはなるわけではありますが、ここに書いてある就学援助であるとか、保育料ですか、それから老人ホームへの入所措置、これ余り人数いないと思いますけれども、どういうふうに影響するのかとか、介護保険の関係もございまして、国民年金、後期高齢者の関係、こういうものの影響というものについてどのように試算できるか、それから就学援助もございまして、幼稚園の就園奨励費補助、こういったものもございまして、どのような影響が出てくるかということについて、もしおわかりであればお答え、わかる分で結構ですので、よろしくお願ひします。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今のさまざまな影響は、生活保護が引き下げになりまして、当然市町村民税の非課税基準額に影響を及ぼします。それらについて、非課税基準額については、後ほど館山財務課長のほうから説明いたしますけれども、私のほうから、もし生活保護費基準の引き下げに伴いまして、個人住民税、いわゆる非課税限度額が低くなるということで想定した場合のことで回答いたします。例えば今お話しあったとおり、保育料なんですけれども、保育料につきましては、例えば今までは非課税だった場合は月額7,000円だったんですけれども、仮にそのような制度改正になった場合は1万5,000円に月額が上がるということで、保育料はなるような予定でございます。

それから、先ほど話出ました介護保険料につきましても、これもやはり非課税世帯とかと課

税世帯で区別しておりますので、これらにつきましても、第1号の被保険者が例えば非課税の場合は月額3,225円から3,870円にそのような改定になる予定でございます。

それから、身近なところでは、それぞれの各医療費の限度額が決まっているんですけれども、これにつきましても、非課税・課税によりまして限度額が違うようになっております。例えば、非課税の場合は3万5,400円なんですけれども、それが限度額改正によりまして課税になってしまったという場合は8万100円に上がります。その差額分は非課税と課税で違いになっております。

これらの基準額の引き下げによります他の影響につきましては、国のほうでも及ぼさないように制度設計を考えているということでございますけれども、まだ何分詳しい情報はないところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、私のほうから個人町県民税の件に関してお答えさせていただきます。

住民税の非課税限度額は、生活保護の基準額を考慮して決められており、従来どおりの考え方であれば引き下げられる可能性があります。ただ、このことに関して国のほうの意向としては、平成26年度以降の税制改正で対応すると。それから、その影響、どのような防止の手だてをするかということに関しては、これから検討するという情報であります。このようなことですから、あくまでも現時点ではどのようなようになるかは不明であります。

それで、試算も厳しいところもあるんですけれども、あくまでも仮の仮ということで試算してみますと、まず非課税限度額を算定する際に基本とする総務省令で定める世帯、夫婦子供2人の計4人世帯として見れば、生活保護の基準額が約7%引き下がり、この率で均等割及び所得割が課税されない非課税限度額を算定してみますと、4人世帯で現行より9万円引き下がる見込みとなります。この非課税限度額の見直しにより、新たに均等割が発生した場合の負担増につきましては、通常の均等割4,000円と、あとそれから宮城環境税分の1,200円、さらに26年の6月から震災復興特別の財源確保のための均等割に値上げ分、引き上げ分1,000円かかりますので、合わせて6,200円が負担増になる見込みです。また、この対象の見込み者数ですけれども、平成24年度の課税データから推測すると81人程度が新たに該当になるのではないかと推測されます。

次に、所得割が課税されない場合の非課税限度額についても、今お話しした均等割同様に算定すると、4人世帯で現行より10万円引き下がるものと見込まれています。この見直しによ

って所得割が新たに発生した場合の負担増に関しましては、住民税の所得割の税率は一律10%ですので、引き下がった分10万円掛ける10%ということで1万円が負担増になると。また、この見込み者数ですけれども、これに関しては52人程度になると見込んでおります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ありがとうございます。

今ご答弁いただきましたように、さまざまな形でやはり影響が出てくるということだろうと思います。お話にありましたように、非課税限度額が下がったと、その関係でいろいろと出てくるので、町民福祉課長が答えました保育料では今7,000円のもののが1万5,000円に上がったりとか、介護保険の第1号のところでは650円ぐらい上がるんですかね、これですと、そういう月額当たりそのぐらい引き上がっていくとか、医療費の高額療養費の負担分ですよ、こここのところで倍以上に負担がふえるとかこういう影響が出てくるということになるかと思えます。やっぱりこれは普通に所得のあるところでこういう影響があるのではなくて、いわゆる非課税だった方のところでそういうことが起きてくるということにやはり大きい問題が私はあるんだと思うんです。今でも大変な生活、さっきから消費税の問題も話をさせていただきましたけれども、そういう状況の中で今回の生活保護費の削減ということになっていくということは大変なことだと私は思うんです。

それで、さっき町長から総括的にまず最初にお答えをいただきました。いろいろ社会保障推進会議ですかでいろいろ議論がされて出てきたことでもあり、今後のこの生活保護の対応の問題についても、この中でもほとんどの項目についてはできる限り影響が及ばないように対応するんだよとこうは書いてあるんですが、これはどうなるかわからないとこういう状況です。ただ、私は、1つは最初にお話ししたように、生活保護基準というものを考えたときに、政府が言っているような働き方の問題、あるいは就労支援の問題ということを町長も言われていますけれども、ここにさまざまな問題があるよということが言われているわけです。これも日弁連で出しているやつなんですけれども、日弁連でこれは昨年の11月15日です。生活支援戦略に関する主な論点（案）のうち、生活保護制度の見直しに関する論点の問題点に関する意見書というのを出しています。やっぱりこの国のやり方はおかしいよということが大体9項目ぐらいにわたって書いてある。やっぱりそういう点では、日弁連というのは弁護士さんが強制的に加入しなくちゃいけない会ですから、そういう法律に詳しい方々がやはり国民の暮らしを守るという立場から、国のこうした保護基準の切り下げの仕方、ここに問題が

あるということも言っておりますので、ぜひそうしたものも町長にも読んでいただいて、今答弁いただいた内容も考えていただいて、ぜひ私はこの生活保護費の切り下げに反対もしていただきたいと思うのですが、それについては、まずどうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 国の制度の根幹にかかわる部分でございまして、私は地方自治体の首長でございまして、そちらのほうはおっしゃる意味もわかりますけれども、専門家、日弁連のほうでもそういったレポートを出してございまして、そういった事実があるということは認識をしておきたいなというふうには思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） それで、いろいろと影響が出てくるということになるわけで、国のほうの対応も、先ほど言いましたようにできるだけ影響は出ないようにするということを行っているわけですが、特に本町において実際にじゃ影響が出ないようにとは言っているわけですが、影響が出た場合どういう対応をするのかということも、これからの問題としてあるかと思えます。今ご答弁いただいた中身の問題として、例えば保育料であるとか、幼稚園の就学援助というのですかそういうのもございまして、小中学校の就学援助制度もございまして、そういういわゆる影響を受ける部分、特に今お話ししたような部分について、どういう対応をするのかということにもなってくるかと思えます。予算の委員会審査でいただいた資料ですと、例えば小中学校の就学援助費では、現在予算化されているのは、要保護者が1人、それから準要保護者、従来要件で65人と、それから災害要件で85人と、これが小学校と。中学校では、要保護者が1人、従来要件が41人、災害要件が34人とこういう予算の計上にもなっているわけですが、ここのところが変わってくる可能性があるわけです。実際そのときに要保護者が要保護から外れるというケースもございまして、基準のつくり方によっては準要保護から外れざるを得ないということも出てくるかと思えます。しかし、生活の実態がじゃ変わったのかと、よくなったのかということと決してそうではないという事実関係になるかと思えますので、引き続きそうした方々の生活支援をやはり町として行っていく必要があるのではないかと思えますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 国のほうもできるだけ影響が少ないようにとっております。また、町もできるだけ影響が少ないようにしろよというふうな話もあるんで、一体それはどういうこ

となんでしようかというふうに私も聞きたいわけですが、国民の生活全般といいますか全体にかかわることですので、いろんなケースが想定されると思います。現実にはやってみたらこうだったあだったみたいな話もあろうかとは思いますが、常々こういう答弁でちょっと心苦しくはあるんですが、やっぱり周辺の自治体の状況を聞きながら、あとは国なり県なりにこの調整をしながら、課題が発生した場合、また発生することが明らかになった場合は対応していきたいというふうには思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 社会保障推進会議だったか何だか、社会保障とついでなので社会保障がよくなるのかなと思いがちなんですよね、我々は。でも、大体これは社会保障費を削減する会議だとかいうことですから、いろいろこれは社会保障推進会議じゃなくてその下にある部会でやらなきゃだめだということをつくった資料だと思うんですが、この上にある部分はそうは言ってもそれじゃ予算削れないだろうという話に私は多分なって、そんなに簡単に影響が出ないようにする、及ばないようにするというにはならないのではないかと。そのことをもう最初に町長は考えておいていただいて、どう対応するのかということにしていけないと、対応がおくれてしまうのではないかとというふうに思います。特に小中学校の就学援助制度の準要保護の部分については、国からはもうお金、その部分としては来ていないわけですから、町の基準で対応するしかないということになるわけなので、今の町の基準、だってほとんどあれですよ、非課税世帯との関係でこれも見ているという関係になりますから、そういう点ではぜひきょうの質問を心にとめていただいて、そうした特に子供たちに対する施策等々は守られるようにしていただきたいということをお願いしておきたいと思えますし、それからきょう意見書が上がりましたが、灯油がどんどん高騰していると。大分暖かくもなってきましたけれども、ついでにお願いをしますけれども、こうやって生活保護基準が引き下げられていくと。こういう事態の中で本当に厳しい生活をせざるを得ないというのが生活補助需給世帯の皆さんの暮らしではないかと思うんです。ぜひこの灯油等が高騰すると、もうしているわけですが、こういったものに対する町としての対応がやはり機敏にできるようにするということが私は必要なんではないかと。本来であれば、ですから12月の末なりことしに入った時点で上がってきたということで、以前にもやったことがありますけれども、福祉灯油というようなことが考えられてもよかったのではないかなというふうに思うんですが、そういった施策、多分今していないと思うので、ぜひ保護費と生活に必要なそういったものについての関係を精査していただいて、そういう事態が発生したとき

には、議会から言われなくても、町として自動的にじゃこれはやろうというふうになるようなそういうシステムも必要なのではないかということをお願いして、ぜひ負担がふえないように町の努力をしていただきたいということを求めて質問を終わりにしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中ですが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。

一般質問は15日に延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。

延会します。再開は、3月15日、あした午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後5時19分 延 会